



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

搾乳や給餌以外の 業務に取り組んでいる 酪農ヘルパー利用組合事例報告

(平成 26 年度酪農経営支援組織活動拡大推進事業)



平成 27 年 3 月

一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会

目 次

はじめに	1
第1章 搾乳や給餌以外の業務を実施している利用組合	
1 業務内容及び実施組合数	2
2 業務内容と実施利用組数の年度別推移	3
第2章 利用組合の取組事例報告	
1 搾乳・給餌の他に生乳検査業務に取り組む事例 「有限会社ファム・エイ」の調査報告書	4
2 搾乳・給餌の他にコントラクター事業に取り組む事例 「有限会社標茶営農サポートセンター」の調査報告	14
3 搾乳・給餌の他に牛群検定業務等に取り組む事例 鹿児島県「デーリィサポートかごしま」の調査報告書	26
4 搾乳・給餌の他に肉用牛ヘルパーに取り組む事例 宮崎県「延岡市畜産ヘルパー利用組合」の調査報告書	33
5 牛群検定業務や肉用牛の飼養管理に取り組む事例の調査総括 都府県型酪農ヘルパー調査事例の総括と課題	39
6 搾乳・給餌の他に酪農家の所有する機械を利用した 飼料生産等に取り組む事例 福岡県「糸島地区酪農ヘルパー利用組合」の調査報告書	45
7 搾乳・給餌の他に肉用牛の飼養管理に取り組む事例 「佐賀県酪農ヘルパー利用組合」の調査報告書	50
8 現地調査報告を受けて（新たに取り組む場合の利点や課題等）	57
事業推進委員会名簿	

は じ め に

酪農ヘルパー制度は、酪農家の休日の確保、酪農家の傷病時等の緊急時対応に加え、新規就農希望者・酪農後継者等の飼養管理技術習得に資することから、酪農生産基盤の維持のために重要な役割を果たしている。

酪農家の１日当たりの酪農ヘルパー利用日数は、増加傾向にあり、平成２５年度では約２１日となっているものの、多くの酪農ヘルパー利用組合は経営的な自立が達成されていない。

このため、搾乳や乳牛の飼養管理といった通常業務の充実化を図りつつ、限られた酪農ヘルパー要員で酪農家のニーズも把握しながら搾乳や給餌以外の新たな作業に取り組むことが、利用組合の経営の安定化に資することにもなる。

こうしたことから、平成２６年度は、通常酪農ヘルパーの作業となっていた搾乳や給餌以外の作業である牛群検定、生乳検査等の作業に取り組む、６つの利用組合を現地調査し、その事例をまとめたところである。

本事例報告が、これから新たな作業に取り組まれる利用組合に対して、参考となれば幸甚である。

平成 27 年 3 月

一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会

第1章 搾乳や給餌以外の業務を実施している利用組合

1 業務内容及び実施利用組合数

平成26年度利用組合実態調査によれば、平成26年8月1日現在で、搾乳や給餌以外の業務に取り組む利用組合は、93組合で、全利用組合318組合に対し約29%を占めている。

取り組んでいる作業は、酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理、肉用牛ヘルパー、牛群検定立会、酪農家の機械を利用した粗飼料生産、堆肥の切り返しの順に多くなっている。その他削蹄、除角などがある。

北海道においても同様の傾向となっている。

表1 搾乳・給餌以外の作業の実施状況（平成26年8月1日時点）

区域\項目	利用組合	実施組合数	搾乳・給餌以外の作業を実施している利用組合数									
			牛群検定	粗飼料生産		肉用牛ヘルパー	酪農家の肉用牛飼養管理	削蹄	人工授精	堆肥切り返し	除角	その他
全 国	318	93 (29.2)	21 (6.6)	18 (5.7)	1 (0.3)	33 (10.4)	48 (15.1)	3 (0.9)	0 (0.0)	11 (3.5)	8 (2.5)	9 (2.8)
北海道	90	40 (44.4)	10 (9.0)	6 (6.7)	1 (1.1)	16 (17.8)	20 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (4.4)	0 (0.0)	3 (3.3)
都府県	228	53 (23.2)	11 (4.8)	12 (5.3)	0 (0.0)	17 (7.5)	28 (12.3)	3 (1.3)	0 (0.0)	7 (3.1)	8 (3.5)	6 (2.6)

注) 1 下段（ ）内は全利用組合に対する割合で、重複する作業を実施している組合があり合計数とは一致しない

2 利用組合として作業を請け負っているものを対象（当該作業を行なう他組織にヘルパー要員を派遣しているものを含む）

3 粗飼料生産（農家の機械利用）は、作業を依頼した農家の機械を利用して行なっているもの

4 粗飼料生産（コントラクター）は、機械を保有し作業受託を行なっているもの

5 肉用牛ヘルパーは、利用組合に酪農家以外の肉用牛農家が加入している場合であって、当該肉用牛農家が飼養する肉用の飼養管理及び出荷等を行っているもの

6 その他としては、堆肥や牧草の運搬作業、利用組合に加入している養豚農家が飼養する豚の飼養管理、牛舎消毒作業等

出典：（一社）酪農ヘルパー全国協会：平成26年度利用組合実態調査

2 業務内容と実施利用組合数の年度別推移

全国の利用組合数のうち、搾乳や給餌以外の業務を実施している利用組合の占める割合は、ほぼ 30% で推移している。

酪農家の機械を利用した飼料生産の補助については、やや減少傾向にある。

表 2 搾乳や給餌以外の作業を実施している組合の推移

作業内容	22年	23年	24年	25年	26年
牛群検定立会	20	17	22	22	21
酪農家の機械を利用した飼料生産の補助	26	29	21	23	18
肉用牛のヘルパー	32	29	33	36	33
酪農家の飼養する肉用牛の飼養管理	55	54	55	40	48
除角作業	11	13	14	9	8
堆肥の切り返し	12	10	10	9	11
搾乳や乳牛の飼養管理以外の業務を実施している利用組合数 (A)	106	100	99	102	93
全国の利用組合数 (B)	333	327	324	323	318
搾乳や乳牛の飼養管理以外の業務を実施している利用組合の割合 (A) / (B)	32%	31%	31%	32%	29%

※複数の作業を実施している組合があり、作業別組合数の合計とは一致しない

第2章 利用組合の取組事例報告

1 搾乳・給餌の他に生乳検査業務に取り組む事例

調査利用組合名	有限会社 ファム・エイ
調査実施月日	平成26年8月27日
住 所	北海道標津郡中標津町西8条北6丁目2番地8
代表者氏名	代表取締役 廣木聖隆
設立年月日	平成元年6月20日
資本金	1,800万円
出 資 者	広栄メンテナンス株式会社 会長・親族： 600万円 J A中標津： 300万円、J A標津： 300万円 J A計根別： 200万円、J A道東あさひ： 200万円 計根別農協酪農ヘルパー利用組合： 100万円 上春別酪農ヘルパー利用組合： 100万円

1. 設立に至った経緯

酪農ヘルパー事業は、当初、各J Aのヘルパー利用組合が冠婚葬祭時の出役を中心として実施していた。しかし、J A単位のヘルパー事業は組織的に弱小であり、事業の先行きが見通せなかった。

一方、運送事業や機械整備事業等については、数J Aが連携した農協間事業提携により一定の成果を挙げている事業もあり、ヘルパー事業についても農協間連携の道が探られた。

その中で、ヘルパー事業は、酪農家に対する請負業という観点から、請負業務に長けた民間人に事業を依頼することになった。民間人の発想により独立採算性を確保し、農協の負担軽減を図るという方針の下、ビルのメンテナンスが本業の現取締役会長に対し、J A中標津とJ A計根別が連携してヘルパー事業の引き受けを依頼した結果、平成元年に「有限会社ファム・エイ」が誕生した。

その後、平成3年にJ A上春別、平成22年にJ A標津がヘルパー事業に参加し、現在に至っている。

2. 現状の取組状況

(1) 酪農ヘルパー事業

1) 事業の概要

平成25年の管内農協の酪農家戸数は、J A中標津180戸、J A計根別157

戸、J A上春別 88 戸、J A標津 141 戸の合計 566 戸で、前年から 12 戸減少している。このような中で、平成 25 年の酪農ヘルパー事業加入酪農家戸数は、J A中標津 180 戸、計根別農協酪農ヘルパー利用組合 143 戸、上春別酪農ヘルパー利用組合 72 戸、J A標津 141 戸の合計 536 戸で、酪農家戸数の減少に伴い、利用戸数も前年から 16 戸減少している。酪農ヘルパー事業加入率は 94.7%で、微減傾向となっている。

酪農家戸数、加入農家戸数の推移は表 1、表 2 のとおりである。

表 1. 管内の酪農家戸数の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
中標津町農協	190	188	187	180	△10
計根別利用組合	176	160	158	157	△19
上春別利用組合	86	85	84	88	+ 2
標津町農協	172	155	149	141	△31
合 計	624	588	578	566	△58

表 2. 利用組合戸数の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
中標津町農協	184	188	187	180	△ 4
計根別利用組合	146	146	142	143	△ 3
上春別利用組合	78	77	74	72	△ 6
標津町農協	172	155	149	141	△ 31
合 計	580	566	552	536	△ 44
加入率	92.9%	96.3%	95.5%	94.7%	

酪農ヘルパーの作業内容は、搾乳、飼料給与、哺育・育成管理、牛舎清掃等で、酪農家の朝晩の作業の代行が業務となる。出役の形態は、酪農家の希望により、晩・朝でも朝・晩でも自由で、また半日利用も可能となっている。

平成 25 年の年間ヘルパーの稼働延べ日数は 10,309.5 日、1 戸当たり平均利用日数は 19.2 日で、年間の稼働日数及び 1 戸当たりの利用日数とも増加傾向にある。稼働日数や利用内容は表 3 のとおりであるが、通常対応が 66%、傷病対応が 20%となっており、傷病利用が増加傾向にある。利用日数の推移は表 4 のとおりである。

また、出役人数は平成 24 年から 1 名対応が 70%を超え、休日取得から労働力補完の色合いが強まってきている（表 5）。

表 3. 稼働日数（延べ日数）の推移

単位：日

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
通常対応	5,304.0	5,980.0	6,240.0	6,760.0	+ 1,456.0
特別対応	1,428.0	1,438.0	1,652.0	1,271.0	△ 157.0
傷病対応	1,110.5	1,716.5	1,823.0	2,031.0	+ 920.5
青年対応	304.5	138.5	147.5	247.5	△ 57.0
合 計	8,147.0	9,273.0	9,862.5	10,309.5	+ 2,162.5

注) 特別対応：各 J A と結んでいる年間契約日数を超えて対応を行った日数。

青年対応：臨時ヘルパーが出役して対応した日数。

表 4. 利用日数の推移

単位：日/戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
年間利用日数	14.0	16.4	17.9	19.2	+ 5.2

表 5. 出役人数別の延べ出動日数（通常と特別対応での利用実態）単位：日

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
1 名対応	4,580.0	5,085.0	5,643.0	5,819.0	+ 1,239.0
比率	68.0%	68.5%	72.6%	72.5%	
2 名対応	2,088.5	2,257.5	2,164.5	2,174.0	+ 85.5
比率	31.0%	30.5%	27.4%	27.0%	
3 名対応	63.5	75.5	84.5	38.0	△ 25.5
比率	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	
合 計	6,732.0	7,418.0	7,892.0	8,031.0	+ 1,299.0

表 6. 利用階層別の推移

単位：%

年間利用日数	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
0.5～4.5 日	26.1	24.0	24.9	20.9	△ 5.2
5.0～9.5 日	15.9	16.7	13.6	17.1	+ 1.2
10.0～14.5 日	15.4	13.3	12.3	14.8	△ 0.6
15.0～19.5 日	11.0	9.1	6.7	8.3	△ 2.7
20.0～24.5 日	5.2	6.0	8.7	7.3	+ 2.1
25.0～29.5 日	4.7	4.4	5.9	4.3	△ 2.7
30.0～49.5 日	10.7	12.0	14.9	14.6	+ 3.9
50 日以上	11.0	14.6	13.1	12.8	+ 1.8
年間 15 日以上	42.6	46.1	49.3	47.3	+ 4.7

2) ヘルパー事業職員数

正職員：36名 臨時ヘルパー：22名。

ヘルパー職員数の推移は表7のとおりである。

表7. ヘルパー職員数の推移

単位：人

	H22年	H23年	H24年	H25年	4年間の推移
期首人員	31	34	36	39	31
新規採用	4	3	3	4	14
中途採用	11	7	10	8	36
退職	12	8	10	12	42
期末人員	34	36	39	39	39
年間平均人員	35	38	39	42	

3) 人員配置状況

ヘルパー事業統括 3名

中標津地区：10名、上春別地区：8名、計根別地区：8名、標津地区：7名

(2) 生乳検査事業

1) 事業の概要

生乳検査事業については、もともと生乳検査の検体集荷業務を行っていたが、酪農ヘルパー事業を経済的に補完するため、平成9年から各出資JAと委託契約を結び、抗生物質の残留検査、体細胞検査を行っている。

検査内容は、各JAとの契約内容により異なり、JA中標津では各酪農家が持ち込む生乳の抗生物質の残留検査と体細胞数の検査を行い、その結果を各農家にFAXや電話で伝える業務を行っている。JA道東あさひ上春別支所とJA計根別では抗生物質検査についてJA中標津と同様に実施している。

また、JA道東あさひ上春別支所とJA計根別の酪農家の体細胞数測定については、別海町にある（公社）北海道酪農検定検査協会根室事業所で行い、（有）ファム・エイは検体の受付、受け渡し業務を行うとともに、抗生物質、体細胞数の検査結果を併せて各酪農家に通知している。

なお、これらの検査料は各JAと年間契約を結び、年間契約額を12等分したものが毎月各JAから支払われている。

2) 生乳検査事業職員数

嘱託：2名、パート：8名

3) 生乳検査事業の推移

表 8. 生乳検査事業実績の推移

単位：検体、千円

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
抗生物質検査	76,269	87,596	89,555	93,196	+16,927
体細胞数検査	71,389	74,451	75,190	74,333	+ 2,944
合 計	147,658	162,047	164,745	167,529	+19,871
委託料金	15,839	16,832	16,890	16,811	+ 972

(3) 経営概況（総売上高）

酪農ヘルパー部門	208,257 千円
牛乳検査部門	16,811 千円
その他	1,033 千円
営業外収益	31,330 千円
計	257,431 千円

(4) 酪農ヘルパー利用料金の設定方法

酪農ヘルパー事業の独立採算性を確保するという視点で、ヘルパー出役料金を定めており、ヘルパー 1 人 1 日出役経費 20,000 円、年間出役日数 260 日という積算根拠で、1 人年間出役料は 520 万円と定め、各 J A と基本契約を行っている。その上で、各 J A と年間の委託契約人数を結んでおり、平成 25 年は 26 名、平成 26 年は 28 名の契約を結んでいる。したがって、基本契約料収入として、平成 25 年は 135,200 千円、平成 26 年は 145,600 千円が確約されることになる。

また、260 日を超える出役に対して 1 人 1 日 22,500 円で契約している。ちなみに、ヘルパーの年間平均出役日数は 270 日程度である。一方、傷病時の利用料金は 21,000 円となっている。

上記の価格は、(有)ファム・エイと各 J A との間でのヘルパー契約のための設定であり、酪農家が支払う利用料金は、別途、酪農家と各 J A ・利用組合で設定されることになる。基本的には、各 J A ・利用組合は、(有)ファム・エイとの利用契約料金にそれぞれ別途に助成を行っており、その結果、酪農家が支払う利用料金は、16,000 円～18,000 円となっている。

また、利用料金とは別に、ヘルパー事業の事務経費負担金として、各 J A から、(有)ファム・エイに対し、年間 100 万円が支払われているが、(有)ファム・エイ側も各利用組合に対して利用日数 1 日当たり 500 円の割り戻しを行っている。

（５）現状の課題

１）酪農ヘルパー要員の確保

（有）ファム・エイの現在の最大の課題は、ヘルパー要員の確保である。

各ＪＡとはヘルパー出役人数の委託契約を行っており、少なくとも契約人数に近い要員を確保する必要があるが、一方で、（有）ファム・エイは地域における新規就農者の供給基地的機能が求められ、それを果たしている。

毎年 10 戸程度の酪農経営が減少する当地域において、新規就農者の獲得は喫緊の課題である。（有）ファム・エイでヘルパーとして勤務することで、酪農の基礎技術の習得と併せて、先輩酪農家の経営技術を学び、また地域での人間関係を構築することにより、優れた新規就農者の養成が実現できている。また、新規就農を希望する者にとっても最適の場といえる。

しかし、このことがヘルパーの入れ替わりを激しくする要因となり、毎年 10 人程度が退職しており、ヘルパーの平均勤続年数は 3.7 年となっている。そのため、常に、インターネット、ハローワーク、学校訪問等で要員募集をかけているという状態になっている。因みに、現在のヘルパー要員（33 名）の出身地域を見ると、地元出身者はわずか 3 名で、都府県の出身者が 18 名で、他が道内他地域出身となっている。

２）ヘルパー要員の技術向上

このようにヘルパー要員の入れ替わりが多いため、毎年 12～13 名のヘルパー要員を採用しているが、ヘルパー要員間に技術の差が生じており、新人ヘルパーの技術向上と併せて、ヘルパー要員全体の技術レベルの平準化が課題となっている。

３）見なし残業制度の導入

ヘルパーの勤務時間は、朝 3.5 時間、夕 3.5 時間の 7 時間勤務が基本であるが、実際の現場では、基本の勤務時間を超えて、朝、夕とも 4 時間勤務や 4.5 時間勤務というケースが少なからず見られる。これらに対して、見なし残業制度を取り入れるなど、何らかの形でヘルパーに手当を支給することを検討している。

３．今後の取組目標等

（１）ヘルパーの働きやすい環境作り

新規就農者を多数養成しているとはいえ、専任ヘルパーとして地域酪農を支えるベテランヘルパーを確保するためにも、ヘルパー要員の働きやすい環境作りは欠かせない。

働きやすい環境作りとして、現在、（有）ファム・エイが取り組んでいる優れた

取組に、「**農家ファイル**」の整備がある。これはヘルパー利用農家 536 戸すべての農家の地図と経路、外観写真、施設・器機具の写真、施設の見取り図・作業具配置図、作業の流れ等をファィリングし、新人ヘルパーや、緊急時になじみの少ないヘルパーが出役した場合でも対応出来るようにしているものである。

更に、働きやすい環境作りとして目指しているのが社会保障の充実である。特に、従業員住宅の確保はヘルパー要員の定着には欠かせないものと考えている。現状の中標津の住宅関連費用の相場は月額 7～8 万円になる（含む水光熱費）。現在、J A 中標津から建物を借りてヘルパー寮（家賃月額 2 万 3 千円）を確保しているが、女性ヘルパーの増加等もあり、新たな従業員住宅の確保を検討しているところである。

（２）酪農担い手対策

道内の他地域では既に取り組まれているが、(有)ファム・エイが自ら離農農場を取得し、新規就農希望者のための研修農場として活用することにより、酪農担い手の確保に努めたい。

４．注目すべき点

(有)ファム・エイの最も注目すべき点は、会社設立時の方針どおり、経営面で独立採算性が獲得されている点にある。

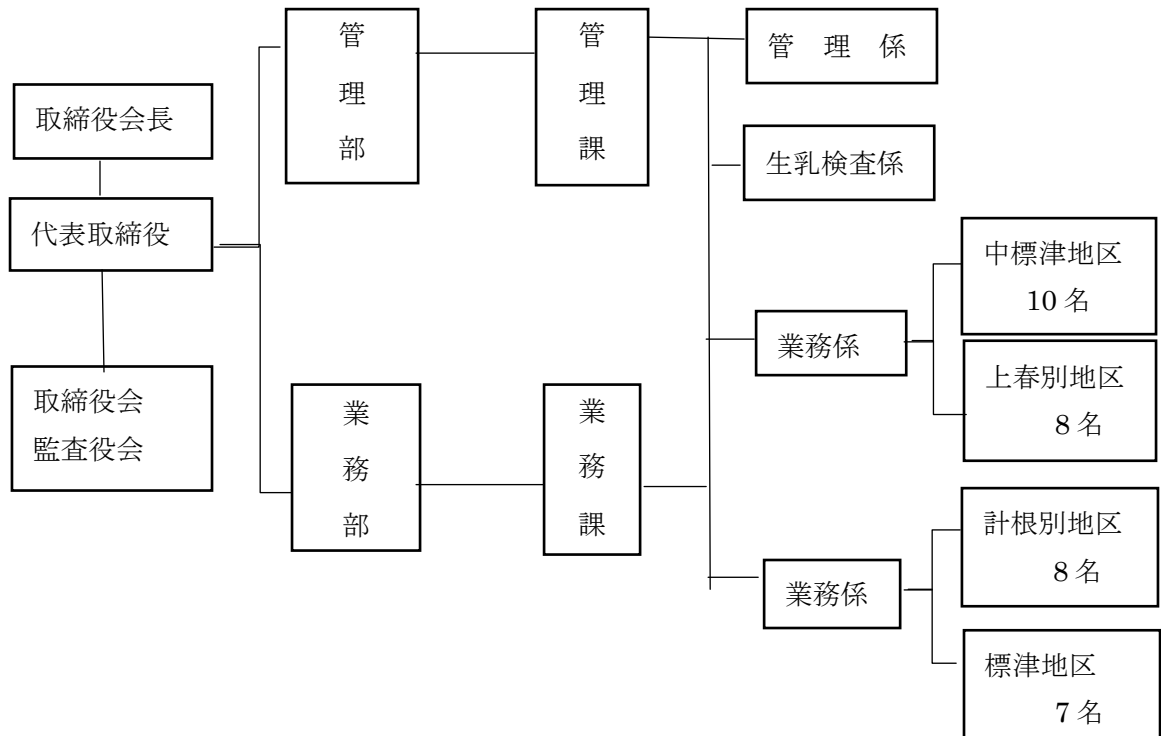
その要因は、

- ① J A が連携してヘルパー事業を事業化したこと
- ② その上で、請負業に長けた民間人に事業の運営を依頼し、経営感覚のある民間人の発想でヘルパー事業を実施していること
- ③ さらに、各 J A がヘルパー事業者＝(有)ファム・エイと、利用者＝酪農家の双方に支援を行っていること
- ④ 経営面を一層強化するため生乳検査事業に取り組んでいる点にある。

①については、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業において、利用組合の合併統合による組織基盤の強化が求められたが、まさにそれを実証するところとなっている。

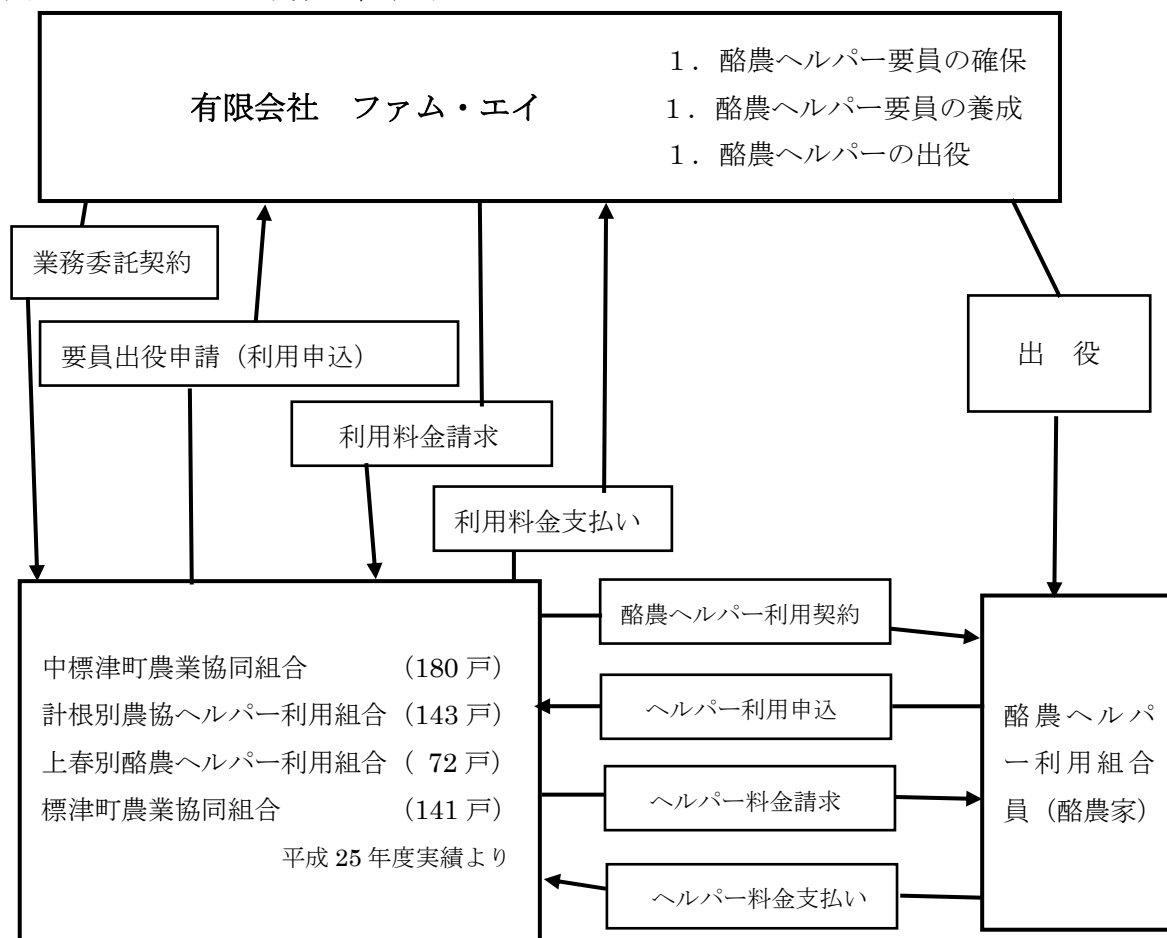
また、②については(有)ファム・エイと J A とのヘルパー出役契約（年間出役料と契約人数）で採算性を担保している点も、やはり民間の経営感覚が読み取れる。③では各 J A がヘルパー事業の必要性を認識して事業を支えようとする強い意志が読み取れる。④でも、各 J A と採算性が担保できる料金設定で生乳検査事業に取り組んでいる点も、やはり民間の経営感覚が読み取れる。これらの取組が、今後の酪農ヘルパー利用組合の経済的自立に向けた大きなヒントになると考える。

図ー1 (有)ファム・エイの機構図



左から(有)ファム・エイ臼井会長、廣木社長、鈞持管理部長

図一 2 ヘルパー事業の仕組み



調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(一般社団法人 岡山県畜産協会 本松秀敏)

生No. 57 中標津 新標別 作成日 作成者氏名

①調査名 上巻別 標別 ②調査員氏名 ③調査員氏名

④調査先(関係) ⑤調査開始時間 AM 6:00 PM 5:00

⑥調査時間 AM 5:00 PM 3:30 PM ⑦調査終了時間 AM 5:00 PM 3:30 PM

⑧調査場所 ⑨調査方法 ⑩調査結果(内容)

⑪調査結果(内容) ⑫調査結果(内容) ⑬調査結果(内容)

⑭調査結果(内容) ⑮調査結果(内容) ⑯調査結果(内容)

⑰調査結果(内容) ⑱調査結果(内容) ⑲調査結果(内容)

⑳調査結果(内容) ㉑調査結果(内容) ㉒調査結果(内容)

⑳調査結果(内容) ㉑調査結果(内容) ㉒調査結果(内容)

㉓調査結果(内容) ㉔調査結果(内容) ㉕調査結果(内容)

㉖調査結果(内容) ㉗調査結果(内容) ㉘調査結果(内容)

㉙調査結果(内容) ㉚調査結果(内容) ㉛調査結果(内容)

㉜調査結果(内容) ㉝調査結果(内容) ㉞調査結果(内容)

㉟調査結果(内容) ㊱調査結果(内容) ㊲調査結果(内容)

㊳調査結果(内容) ㊴調査結果(内容) ㊵調査結果(内容)

㊶調査結果(内容) ㊷調査結果(内容) ㊸調査結果(内容)

㊹調査結果(内容) ㊺調査結果(内容) ㊻調査結果(内容)

㊼調査結果(内容) ㊽調査結果(内容) ㊾調査結果(内容)

㊿調査結果(内容) ㊿調査結果(内容) ㊿調査結果(内容)

①調査結果(内容) ②調査結果(内容) ③調査結果(内容)

④調査結果(内容) ⑤調査結果(内容) ⑥調査結果(内容)

⑦調査結果(内容) ⑧調査結果(内容) ⑨調査結果(内容)

⑩調査結果(内容) ⑪調査結果(内容) ⑫調査結果(内容)

⑬調査結果(内容) ⑭調査結果(内容) ⑮調査結果(内容)

⑯調査結果(内容) ⑰調査結果(内容) ⑱調査結果(内容)

⑲調査結果(内容) ⑳調査結果(内容) ㉑調査結果(内容)

㉒調査結果(内容) ㉓調査結果(内容) ㉔調査結果(内容)

㉕調査結果(内容) ㉖調査結果(内容) ㉗調査結果(内容)

㉘調査結果(内容) ㉙調査結果(内容) ㉚調査結果(内容)

㉛調査結果(内容) ㉜調査結果(内容) ㉝調査結果(内容)

㉞調査結果(内容) ㉟調査結果(内容) ㊱調査結果(内容)

㊲調査結果(内容) ㊳調査結果(内容) ㊴調査結果(内容)

㊵調査結果(内容) ㊶調査結果(内容) ㊷調査結果(内容)

㊸調査結果(内容) ㊹調査結果(内容) ㊺調査結果(内容)

㊻調査結果(内容) ㊼調査結果(内容) ㊽調査結果(内容)

㊾調査結果(内容) ㊿調査結果(内容) ㊿調査結果(内容)

2 搾乳・給餌の他にコントラクター事業に取り組む事例

調査利用組合名	有限会社標茶営農サポートセンター
調査実施年月	平成 26 年 8 月 26 日、27 日
住 所	北海道川上郡標茶町開運 9 丁目 6 番地
代 表 者 氏 名	代表取締役社長 塩山正博
設 立 年 月 日	平成 15 年 12 月 18 日（営業開始 平成 16 年 4 月 1 日）
設立時の資本金	900 万円

1. 設立に至った経緯

（1）設立前史

平成 3 年に農協（JA しべちゃ）の下部組織としてヘルパー利用組合を設立し、ヘルパー事業を開始した。当初は、ヘルパー専任職員 3 名、補助ヘルパーとして、農協職員、農家の後継者数名をメンバーとして事業を行った。事務局は、農協職員（酪農課乳質改善係）が兼務した。

（2）設立の目的

酪農経営の規模拡大や酪農家の高齢化が進展する中、酪農家が搾乳に専念できる体制をつくり、また、酪農家の多様なニーズに対応して、酪農経営をサポートすることを目的として設立した。

加えて、酪農ヘルパー事業だけでは事業運営が賄えない中、新たな事業に取り組むことにより、組織の自立性を高め、安定的な雇用確保を実現するための組織作りを目指すことにした。

そうした観点から、農協の子会社として設立し、酪農ヘルパー事業を基本としつつ、コントラクター事業を取り入れ、会社組織としての形態でスタートした。

なお、コントラクター事業は、農協が平成 10 年より取組を開始しており、その事業を酪農ヘルパー利用組合が請け負う形で、先行的に事業展開をしていた。このコントラクター事業は、当初は農協からの委託を外部組織へ斡旋するという事務的処理であったが、平成 18 年から本格的に会社の事業活動として展開を始めた。

（3）事業目的（定款記載内容）

- ① 酪農ヘルパー事業
- ② 畜産環境衛生に関する事業
- ③ 酪農搾乳機器点検整備事業（現在は中止）

- ④ 農作業の受託作業
- ⑤ 牧草の管理保全及び飼料の調整と供給事業
- ⑥ 子牛の哺育、育成事業（現在は中止）
全各号に付帯する一切の事業

（４）発行株式と資本金

- ① 設立時 1,800 株 （1 株 5,000 円） 資本金 900 万円
- ② 現在 1,556 株 （平成 26 年総会で減資） 資本金 778 万円

（５）当初のコントラクター事業

コントラクター事業の事務局はヘルパー事務局が担当し、平成 8 年から事業の構想を練り、補助事業を模索した。平成 10 年に農協が構造改善事業（約 1 億円の補助事業）を活用し、自走ハーベスター 3 台、モアコン 3 台、ハイダンプワゴン 3 台を導入し、3 セット体制でコントラクター事業を開始した。トラクターは農家から借り入れし、ダンプ、ユンボ、ショベルは業者に再委託した。

その後、平成 12 年に 2 セット増やし、計 5 セット体制での稼働となった。その際、トラクター、スラリータンカー、マニュアルスプレッター、プラウ、ディスクハローローダー、モアコンをそれぞれ 2 セット、コーンアタッチ、スラリーポンプを調達した。この平成 12 年から耕起作業、スラリー散布作業やコーンの収穫作業なども開始した。



左より長尾常務、高橋コントラ課長、塩山代表取締役社長



イタリア製のトラクターに 3 連モアコンディショナーをセット

2. 現在の事業内容

(1) ヘルパー事業

(有)標茶町営農サポートセンターヘルパー事業規定では、一定の稼働率を確保するために利用を割り当てている。利用契約者はヘルパーを「定体型」と「一般型」の利用に大別した利用形態をとる。年間延べ日数で1,960日の稼働日数で、その約90%が一般型の利用である。

利用料金は、ヘルパー2人派遣の場合は、基本料22,000円と車輦費2,000円の計24,000円が搾乳牛30頭までの基本料であり、31頭以上になると1頭につき250円加算される。

なお、ヘルパー職員が新任の場合、3ヶ月間は農家から利用料金は取らない。2人出役の場合であっても、1人分の料金徴収に留める。仕事の習熟度を高めてもらおう見習い期間を設定している。

出役の基本形態は「夕・朝」を1回とし、半日単位で計算される。早朝の作業開始時間は原則として5時以降であり、1日の稼働時間は8時間以内とし、それを超えた場合には、超過料金として1時間あたり1名2,000円を徴収する。

また、日中のオペレーター等の依頼があった場合については、車輦費のほかに1時間1人あたり2,000円を徴収する。

これらの一連の事務手続きは、当営農サポートセンターを通して行う。労働時間については昼の作業等を含めて週40時間にはこだわらず、月単位の労働時間で調整している。

町内の酪農家の227戸(平成26年8月)が加入しているが、このうち67.6%の農家が利用し、残り32%は未利用である。ヘルパー出動の範囲は、近くは約3km、遠くは約50kmであり、全体の85%は片道15km以上と出動の範囲は広い。

ヘルパー職員の年齢は20歳から57歳までであり、平均年齢37歳で、勤務年数も長く、やめる人は少ない。

傷病時のヘルパー出動は一般的に長期になるため、2人派遣のうち1人は当社の専任ヘルパーが、もう1人は農協職員が対応する。北海道統一の傷病時互助制度に則り、不測の事態が生じても料金負担の軽減化がなされる。

(2) コントラクター事業

コントラクター事業では牧草の収穫作業が最も多い。作業面積としては1番草収穫が1,970ha、2番草収穫が834ha、この他にスラリー散布1,420ha、堆肥散布537ha、除草剤散布569ha、等が主なものである。言うまでもなく、牧草収穫作業は、良質な牧草確保のため、短期間での適期作業が必要となる。このため収穫作業は4班体制で対応している。4班中3班は業者への委託、1班が当サポートセンターの直営作業となる。なお、効率性の観点から、サポートセンターが作業を担当するのは、町内の遠隔地域を対象としている。

冬季にヘルパー業務についている職員 8 名のうち 3 名が夏季にコントラクター業務に携わる。

1 番草収穫の順番決めは、農協が直接運営していた当時と同様に、全農家が集まり順番を決めていく。各作業班で面積を調整し、圃場間の移動を少なくしている。毎年同じ顔ぶれなので、調整が難航することはない。2 番草は参加農家数、作業面積も減少するので、班ごとに業者が農家と直接決める。



スラリー散布用のタンク車（容量：15 トン）



ドイツ製の自走式 3 連ハーベスター

（３）事業収支

平成 25 年度の事業収支を概観すると、売上高がサポートセンター全体で約 1 億 9,805 万円（内酪農ヘルパー関連部門が 5,120 万円、コントラクター部門が 1 億 4,676 万円）、事業経費が約 2 億 3,225 万円であり、営業損失が約 3,420 万円発生している。各種の助成金・補助金による営業外収益と当年度に生じたハーベスターの固定資産売却益等により、当期の純損失は約 140 万円に縮小している。

関係者によると、ヘルパー事業は単体でおよそ 300 万円～400 万円の赤字とみており、コントラクター部門の収益が事業活動全体を支える構図となっているとみている。

なお、当サポートセンターの加入農家は、年間 3 万円の利用契約料金を支払う。平成 25 年度の加入農家は 233 戸、699 万円が年間収益として計上された。

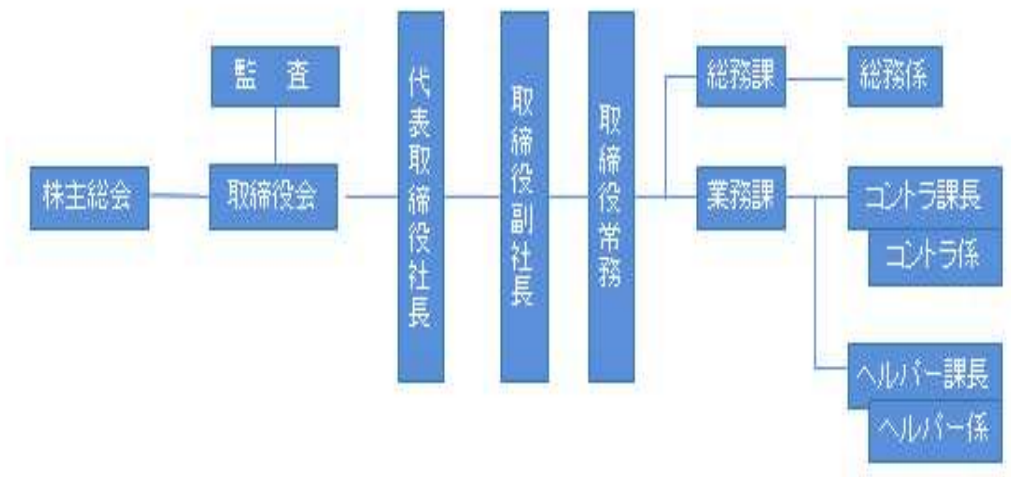
農家からみればサポートセンター利用についての年3万円の安心料であり、サポートセンターからみれば、収益を下支えする役割を担っているといえよう。

（４）職員体制

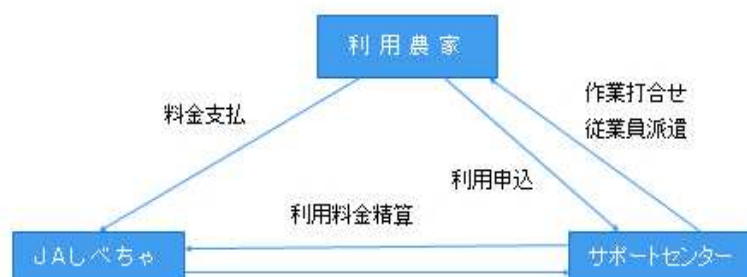
業務内容は、酪農ヘルパー部門とコントラクター部門の2本柱体制であり、酪農ヘルパー部門に8名、コントラクター部門に3名の職員を配置し、そして総務部門に2名の常勤13名の体制である。現業11名で一体的な運用がなされている。この他に臨時ヘルパーが1名（登録者は5名）おり、必要に応じたサポートをする。

酪農ヘルパーの職員もコントラクター業務に従事するという、いわば多能工的要素が必要になる。このため、当所に入職後、大型特殊免許や各種作業免許（ユンボ、ショベル等）の資格取得のため、取得費用の50%の補助を行っている。

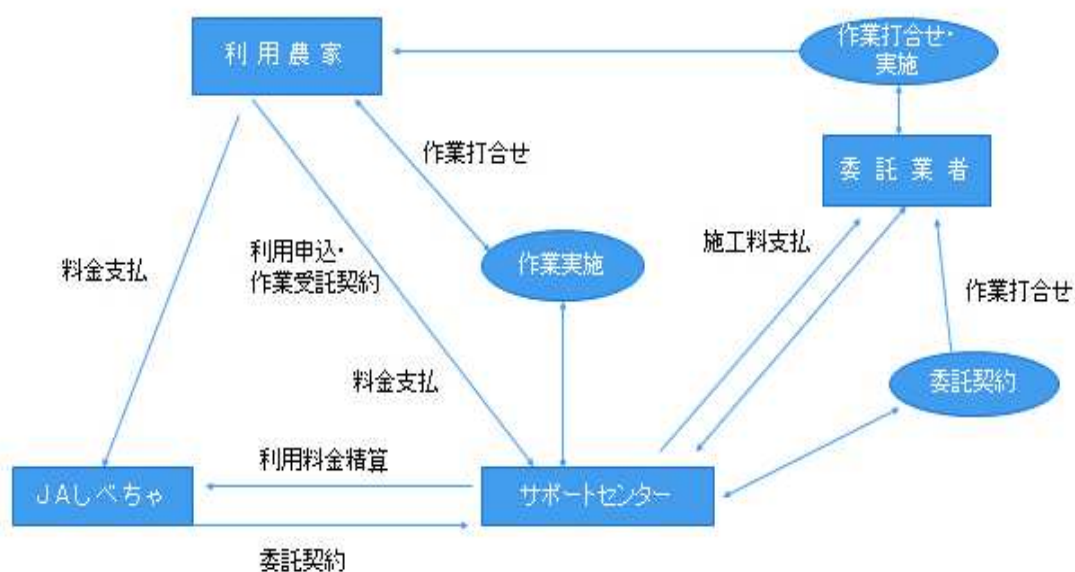
図-1 (有)標茶宮農サポートセンター組織図



図－2 ヘルパー事業の仕組み



図－3 コントラクター事業の仕組み



3. 現状の課題

（１）ヘルパー事業

町内の酪農家は、経営者の世代交代を迎える時期にさしかかっており、これまでヘルパー未利用の農家での利用の可能性も高まる。一方、規模拡大した農家では、雇用型の家族経営も増えつつあるが、雇用条件等を巡って問題が生ずることもあり、酪農家側の管理者・経営者としての自覚が必要との指摘もある。

地域としての酪農の展望とそれに対応したヘルパー利用や利用度をどのよう

に展望するかが、活動計画に大きく影響する。現在のところ、ヘルパー人員の制約から、利用申し込みを断るケースが一部ある。また、ヘルパーは搾乳技術の習得等、いわば特殊技術を身につけなければならない。

そうした点を解消するためには、ヘルパー人材の安定的確保と技術習得面での対応が必要になる。ヘルパー人材募集については、現在、地元のハローワークで募集をかけていない。主に地元の高校等に依頼するなど口コミに頼っている。

後継者による補助ヘルパーの仕組みも、ヘルパー組織に柔軟性を持たせつつ後継者にとっての技術習得、経営管理手法の涵養などの効果が期待できる。難しいのは個別経営の規模が大きくなったため、後継者が経営の即戦力であること、後継者がヘルパー業務に携わることで得られる何らかのインセンティブ(たとえば融資枠の拡大等)が付与出来ないものかとの意見もある。

ヘルパー業務については、30歳代後半以降の農協営農部職員ならば一定の経験を有しているが、その年代よりも若い世代では、初任時研修の経験しかない。

当町でも傷病によるヘルパー利用が増えている。このことには農協も対応しているが、ヘルパーに出られる人材が少なく、特定の職員に負担が偏るため、長期の対応について苦慮している。今後、農協がヘルパー事業にどのような形で関与するのかにもよるが、農協職員がヘルパー業務に関わることで組織運営の柔軟性を保持する必要がある。

ところで町内には開業(自営)ヘルパーが5人程度活動している。当サポートセンターの元職員もいる。開業ヘルパーは顧客(酪農家)を固定化した事業展開である。酪農家からみれば、開業ヘルパーの搾乳技術等への安心感の醸成が結節点となり、開業ヘルパーと酪農家の固定的関係が形成されるといえよう。料金体系は当サポートセンターの設定価格がベースになっている。

当町における開業ヘルパーは、当サポートセンターとの競争的要素もあるが、市場での補完関係を構築している要素でもある。

(2) コントラクター事業

コントラクター事業に不可欠な作業機械はいずれも高額である。最初の調達時には、国等の補助事業を活用して自己負担額は軽減された。そのため、当初は比較的安い料金体系で運営がなされた。その後、機械の更新に際しては自己資金で賄わなければならない、料金設定に反映せざるを得ない。当サポートセンターでは二度目の更新を迎える時期に入り、機械の購入価格が高いことを課題として指摘している。機械の更新に際して何らかの助成を要望している。

酪農家はおおよそ70ha～80haの土地面積を保有し、そのうち50ha程の牧草収穫を当サポートセンターに委託している。今後、離農する酪農家が増えると、受託面積の減少に直結することになる。

表-1 有限会社標茶営農サポートセンターの経営課題と取組目標

部門	現状の課題	取組目標
共通	人材の確保 技術習得 経営の採算性	長期雇用による人材確保 2部門兼営による組織・事業の柔軟性確保 農協の事業活動との関係見直し・連携強化 酪農家との連携強化
ヘルパー部門	補助ヘルパーの充実 傷病時対応 開業ヘルパーとの関係	インセンティブ付与の可能性 農協のヘルパー事業に対する関係見直し・連携強化
コントラクター部門	高額な機械調達投資 受託面積の確保	機械更新費積み立て 委託業者との関係見直し・連携強化

4. 今後の取組目標

(1) ヘルパー事業とコントラクター事業の兼営による事業の柔軟性確保

既述のように、当サポートセンターは酪農ヘルパーとコントラクターの二本柱の事業運営という特徴がある。通年就労をベースとする酪農ヘルパーと、5月から11月に作業が集中するコントラクター事業への流動的な人材配置が出来る。

当サポートセンターでは、雇用者の長期雇用を前提としており、現実にもヘルパー職員の離職問題も少ない。その意味で、ヘルパー業務のスキル向上はもちろんのこと、コントラクター部門としての牧草収穫等に関わる技術習得も図りやすく、季節性を伴う労働の繁閑に応じた労働力配分を、サポートセンターが内部で自己完結的に調整することのメリットがある。複数部門を擁することによる組織の柔軟性が高まる。

ただし、コントラクター部門に関しては、委託業者との関係も考慮しなければならない。作業班4組中3組が委託業者であり、当サポートセンターのコントラクター部門に対する酪農家の評価は、事実上、委託業者の技能内容に大きく影響される。委託業者との緊密な連携による牧草の収穫調製技術のさらなる高度化・効率化が求められる。

（２）作業量確保と採算性

当サポートセンターは、先述のように二部門の事業活動を行うところに特徴がある。ヘルパー事業が職員の通年就労の基盤を築き、コントラクター部門の繁忙期需要への就労対応がなされている。いずれの部門も基本的には酪農家のニーズに対応した事業量となるので、離農する酪農家が増えると、自ずと需要量が減退する可能性がある。当サポートセンターの設立目的から当然のことではあるが、地域酪農の盛衰と運命共同体なのである。酪農家が当サポートセンターの事業をより選択するための条件整備を図る必要があろう。

例えば１番草の収穫面積約 1,970 ha に対して、２番草は 834 ha と半減している。１番草サイレージ品質確保のため、大型機械で短期間の効率的作業がなされるコントラクター作業に依存すると思われる。２番草の収穫は、従来から自己保有する作業機などで対応しているものと推測される。酪農家の牧草収穫作業等への過剰投資を防止する役割を担うコントラクター事業として、作業面積のさらなる増加が期待される。

コントラクター部門は多額の機械導入費用を必要とするが、その更新費負担は重い。当サポートセンターでも平成 25 年度には減価償却費として約 5,600 万円を計上した。当年は自走式ハーベスター 2 台の調達など多額の償却費負担が生じた。定率法により初年度に調達額の 30% を償却費として計上した。厳しい経営環境の中で、機械の更新に備えた対応である。機械に関わる費用としては、修理費も大きな経費を必要とする。当センターでは、平成 25 年度で 2,500 万円近い金額が修理費に充てられている。自走式ハーベスターや自走式モアコンなどの大型機械は、導入の 3, 4 年目から急速に費用が増加する。

そうしたことを考慮しつつ、地域の酪農基盤強化の観点からも、組織の持続性を担保するためにも、今後とも採算性の視点が不可欠である。

（３）人材確保と農協との関わり

当サポートセンターは、職員の長期雇用を前提とした就労環境に努めており、夏季間にはコントラクター部門を担う職員をも含めて長期就労を実現している。

職員の給与水準も、若い人は農協職員よりも少し高いという。今のところ人材確保の観点から、組織運営に支障を来すような問題は発生していない。今後とも長期的・安定的に人材確保が出来るための条件整備をさらに強化する必要がある。このことを通して従業員のスキル向上に自ずとつながる。

なお、人材活用という観点からは、農協の事業活動との関係見直しも必要と思われる。傷病時対応のヘルパー業務等で、一部農協職員の出役に見られるように、農協とすべて完全に分離することが出来ないものもあろう。逆に人材交流等を含めて、連携を強化すべき事項もあるように思う。

コントラクター部門では、３つの業者に委託しているが、委託であるだけに

人材の確保やスキルの向上という点については、個々の業者の待遇や雇用姿勢如何で従業員の定着状況は変動する。業者の雇用環境についての情報は持ち合わせていないが、こうした点も含めて、厳しい酪農情勢のなか、当サポートセンターの果たす役割と受益酪農家の経営収支を念頭においた望ましい料金設定等についての議論を行うことが必要である。酪農家も単なる顧客ではなく、当営農サポートセンターが自分たちに不可欠なものとして認識し、真摯にあり方を考えていくことが何よりも大切であろう。

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員

(日本大学生物資源科学部 齋藤武至)

(有)標茶営農サポートセンター コントラクター事業

1. 機械の所有状況(平成26年度)

機種名	台数	備考
自走ハーベスター	5台	1台は補助
自走モアコン	3台	
バタフライ(モアコン)	1台	
トラクター	10台	内、農協所有2台
タイヤショベル	1台	
スラリータンカー	5台	1台は補助
スラリーポンプ	2台	
マニアスプレッター	4台	
スプレーヤー(除草剤散布)	1台	
プラウ、ローラー、デスク	各2セット	
ブロキャス他		

2. 作業面積(平成25年度)

作業種類	平成25年度実績	平成26年度計画
1番サイレージ	1,970.5ha	1,900.0ha
2番サイレージ	834.0ha	850.0ha
コーンサイレージ	182.5ha	230.0ha
スラリー散布	1,420.0ha	1,450.0ha
堆肥散布	536.5ha	500.0ha
堆肥切替・移動	650.0時間	550.0時間
除草剤散布	569.0ha	570.0ha
草地更新	111.5ha	80.0ha
自走モアコン刈り取り	94.0ha	100.0ha
肥料散布その他	56.0ha	40.0ha

1. 収穫作業は4班体制、3班は業者委託、1班はサポートセンター。
2. トラックダンプ、重機は業者委託。
3. 堆肥関係は業者委託(一部サポートセンター)。
4. スラリー、尿散布はサポートセンター(一部オペレーター委託)。
5. 草地更新関係はサポートセンター。

コントラ作業・機械別料金表

消費税別

平成26年度（単位：円）

作業名	作業機械名	基本料	稼働割合	時間割料金		ha換算	燃料代 負担区分
		面積当 (1ha)		オペレーター 料	機械借上料		
1 番 草 収 穫	自走式バーベスター	11,500	時間/2.5ha	4,000		13,100	利用者
	自走式モアコン	11,970	時間/4.0ha	4,000		12,970	
	ユンボ コンマ7		時間/2.5ha		7,500	3,000	
	タイヤショベル		時間/2.5ha		7,500	3,000	
	トラックダンプ 10t	基本3台	時間/2.5ha	1台 5,800	17,400	6,960	施工者
	合計	23,470		8,000	32,400	39,030	
2 番 草 収 穫	自走式バーベスター	11,500	時間/4.0ha	4,000		12,500	利用者
	自走式モアコン	11,900	時間/4.0ha	4,000		12,790	
	ユンボ コンマ7		時間/4.0ha		7,500	1,875	
	タイヤショベル		時間/4.0ha		7,500	1,875	
	トラックダンプ 10t	基本3台	時間/4.0ha	1台 5,800	17,400	4,350	施工者
	合 計	23,400	時間/4.0ha	8,000	32,400	33,390	
コ ー ン 収 穫	自走式バーベスター	13,640	時間/1.2ha	4,000		16,980	利用者
	自走式モアコン	2,000	時間/1.2ha			2,000	
	ユンボ コンマ7		時間/1.2ha	バンカー以外	7,500	6,250	
	タイヤショベル		時間/1.2ha		7,500	6,250	
	トラックダンプ 10t	基本2台	時間/1.2ha	1台 5,800	11,600	9,670	施工者
	合計	15,640		4,000	26,600	41,150	
収獲作業 (主要作業 機以外)	自走式モアコン(平刈りのみ)	7,500	通常刈り:11,970円	4,000	平刈平均: 1番草:1時間/4.2ha 2番草:1時間/6.5ha		利用者
	(トラクター+テッピングワゴン)			3,500	4,860		
	(ユニック付トラック)				5,000	1回(オペレーター送料)	施工者
堆肥散布	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	マニースプレッター 12t	スカベンジャ		1台オペ付	7,750		
	移動費(ユンボ、タイヤショベル)	1回作業に付			15,000		施工者
堆肥移動	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	トラックダンプ 10t			1台オペ付	6,000		施工者
	移動費(ユンボ、タイヤショベル)	1回作業に付			15,000		
堆肥切替	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	移動費(ユンボ)	1回作業に付			15,000		施工者
ライムケー キ散布	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	マニースプレッター 12t	スカベンジャ		1台オペ付	7,750		
ス ラ リ ー 散 布	スラリータンカー 14.6t	基本3台		1台オペ付	10,500		利用者
	スラリーポンプのみ		1台当り	オペのみ	3,500	トン 30円	
	スラリーポンプ+トラクター		1台当り	本機付	3,500	トン 60円	
	移動費(セルフ、トラクター)	1回作業に付 小			5,000		
	移動費(セルフ、トラクター)	1回作業に付 大			10,000		
除草剤散布	スプレーヤー+トラクター			3,500	10,000		利用者
肥料散布	ブロードキャスター			3,500	4,460		
追播機	オーバースーダー			3,500	8,000		
土壌・堆肥破碎	エアウェイ・パスチャー・パロー			3,500	5,000		
耕起作業		通常価格	セット価格 耕起作業一式 (セット価格)		農協取纏価格		利用者
	トラクター+ブラウ(アッパーローター)	37,800			31,700		
	トラクター+デスク(サブソイラー)	24,000			20,000		
	トラクター+ローラー	12,000			11,000		
	トラクター+播種機	11,500			9,400		

3 搾乳・給餌の他に牛群検定業務等に取り組む事例

調査利用組合名	デーリィサポートかごしま
調査実施月日	平成 27 年 2 月 5 日
住 所	鹿児島市宇宿一丁目 34 番 3 号
代表者氏名	組合長理事 橋口 弘
設立年月日	平成 21 年 4 月 1 日

参加利用組合

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・大隅酪農ヘルパー利用組合 | ・大隅酪農東部ヘルパー利用組合 |
| ・南薩地区酪農ヘルパー利用組合 | ・姶良地区酪農ヘルパー利用組合 |
| ・種子島酪農ヘルパー利用組合 | ・日置地区酪農ヘルパー利用組合 |
| ・曾於地区酪農ヘルパー利用組合 | ・北薩地区酪農ヘルパー利用組合 |

1. 設立に至った経緯

鹿児島県内には、市町村ごとに酪農業協同組合が各地域にあったが、酪農家の離農と高齢化に伴い、次代の後継者が安心して引き継いで行くため酪農組織を合併し、鹿児島県酪農業協同組合を平成 19 年 4 月に発足した。

一方、酪農ヘルパーについては、昭和 61 年 2 月に大隅酪農ヘルパー利用組合が最初に設立され、平成 11 年 4 月県内 8 番目で北薩地区酪農ヘルパー利用組合が設立され、県内全域がヘルパーを利用することが可能となった。さらに、鹿児島県酪農業協同組合が設立され、酪農ヘルパー利用組合の組織の効率化と強化が求められ、既存の 8 酪農ヘルパー利用組合が話し合いを積み重ねて解散し、対等な立場で平成 21 年 4 月 1 日に鹿児島県内広域のデーリィサポートかごしまを設立、又、組織強化を図るため、牛群検定事業、削蹄、除角等についても同時に行うこととした。

2. 現状の取組状況

(1) 酪農ヘルパー事業

平成 25 年 3 月末の酪農ヘルパー事業実施管内の酪農家戸数は 196 戸、内利用組合参加戸数は 160 戸(内訳、酪農家 151 戸、肉用牛農家 9 戸)、酪農ヘルパー事業加入率は 81.6%で、酪農家戸数は減少している。しかし、肉用牛農家の加入促進を行っているが、利用料金が高いということで加入が伸びていない。酪農家戸数、加入農家戸数の推移は表 1、表 2 の通りである。

表 1. 県内の酪農家戸数の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
鹿児島県	235	228	221	196	△39

表 2. 利用組合戸数の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
鹿児島県	176	170	166	160	△ 16
加入率	74.9%	74.6%	75.1%	81.6%	

酪農ヘルパーの作業内容は、搾乳、飼料給与、生乳の管理、飼養牛の管理、牛舎内の簡単な清掃等で、酪農家の夕・朝の作業の代行が業務となる。出役の形態は酪農家、肉用牛農家の希望で行うが、事務局で調整し、夕・朝に出役する。

平成 25 年の年間ヘルパー稼働日数は 3,714 日で、1 戸当り平均利用日数は 21.98 日で、年間の稼働日数は離農の関係で昨年よりは大きく増えていない。

利用内容については表 3 の通りであるが、傷病によって大きく変わることも考えられる。

利用日数の推移は表 4、利用階層別の推移は表 5 の通りである。

表 3. 稼働日数の推移

単位：日

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
通常対応	3,174	3,269	3,331	3,402	+228
傷病対応	334	518	377	312	△22
合 計	3,508	3,787	3,708	3,714	+206

表 4. 利用日数の推移

単位：日/戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
年間利用日数	19.93	22.27	22.34	21.98	+2.05

表 5. 利用階層別の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
1～5 日	11	10	7	10	
6～11 日	29	21	14	1	
12～23 日	83	69	78	58	
24～35 日	41	55	52	67	
36 日以上	12	15	15	30	

ヘルパー事業職員数

専任ヘルパー要員：24 名(内女性 5 名)

臨時ヘルパー要員：11 名(内女性 4 名)

人員配置状況 表 6 の通り配置している。

表 6. ヘルパー要員配置状況

単位：人

地 区	専任ヘルパー要員	内女性	臨時ヘルパー要員	内女性	計	内女性
大隅地区	4	2			4	2
大隅東部地区	4	1	1		5	1
南薩地区	4				4	
姶良地区	3		1	1	4	1
種子島地区			4	1	4	1
日置地区	3	1	1		4	1
曽於地区	3	1	3	2	6	3
北薩地区	3		1		4	
計	24	5	11	4	35	9

(2) 牛群検定立会事業

牛群検定立会検定事業については、専門の検定員の定休日専任ヘルパーの出役がないときに検定立会を取り入れ行っている。搾乳のみの立会で終了するため、時間は短い。また、A T 検定法（夜又は朝 1 回の立会検定法）を利用していることから、1 日 2 件の酪農家の立会が出来るので効率の良い収入が見込まれる。

25 年度の実績を見ると月に 50 回以上の出役があり、安定した収益を確保している。年間では 684 回、謝金、旅費で 6,779 千円の収入実績となっている。

(3) 削蹄事業

削蹄事業については、酪農ヘルパー事業とは切り離して行っている。

1 頭 3,000 円で農家から要望されれば、削蹄師(酪農家)に依頼して、実施料金は本人に全額支払っている。

(4) 経営概況（総売上高）

酪農ヘルパー部門	84,594 千円
牛群検定立会部門	6,779 千円
営業外収益(補助金等)	22,129 千円
計	113,502 千円

(5) 酪農ヘルパー利用料金の設定方法

酪農ヘルパーの利用料金については、加入金として3万円徴収、そして毎年賦課金として2万円(年間)徴収し、稼動毎に利用料金を設定している。表7の通り。

表7. 酪農ヘルパー利用料金表

項目	細目	料金	備考
基本料金	ミルクングパーラー等	5,000 円／回	自動ユニット搬送装置付牛舎含む
	その他の搾乳方法	6,000 円／回	(3 回搾乳の場合は5 割増し)
	搾乳を伴わない場合	10,000 円／回	
搾乳牛	50 頭以下	400 円／頭	
	51 頭目からの頭数	200 円／頭	
乾乳牛		100 円／頭	夕朝セットの料金
育成牛		100 円／頭	どちらか片方しかいなかった場合は半額とする。
哺育牛		150 円／頭	
その他牛		125 円／頭	
ロボットへの追い込み		100 円／頭	1 回毎の料金
飼料調整	飼料混合(ミキサー)	2,000 円／日分	飼料調整のみの作業 3,000 円／日分。半日分の飼料調整は半額とする。
	ロールカット(カッター)	2,000 円／日分	
分娩介助		1,500 円／頭	

表7. その他利用料金表

項目	細目	料金	備考
圃場作業等		1,200 円／時間	
削蹄		3,000 円／頭	依頼農家が立ち会う事
除角	角が出ていない牛	1,000 円／頭	搾乳等作業終了後にのみ行うこととする。焼くだけ。
	リヤーの使用が必要な牛	2,000 円／頭	搾乳等作業終了後にのみ行うこととする。除角器を用いての除角は行わない。
毛刈り	丸刈り	3,000 円／頭	牛体を洗浄してあることとする。

3. 現状の課題

(1) 各種補助金の減少

設立当初は県から 500 万円、県酪農業協同組合から 500 万円、市町村から 500 万円(20 市町村より戸数割、頭数割にて)の助成を受けていたが、毎年減額することとしているため、農家の負担が増えることとなり、あらたな収入源を考えなければならない。又、酪農家の高齢化により搾乳をやめていることもあり、負担増にならない方法を検討しているところである。

(2) 肉牛、和牛等農家の加入促進

現在 9 戸の肉用牛農家が酪農ヘルパーに加入している。基本料 10,000 円プラス頭数、肥育代として料金を徴収しているが、加入していない所は規模が小さい所が多く、利用するには金額的に利用できないとの意見があるため、小さい規模でも利用できる体制作りが急務となっている。

(3) 酪農ヘルパー要員確保

酪農ヘルパーの要員を 8 地区毎にそれぞれ要員を確保しなければ、うまく稼働しなくなるため、要員確保にハローワーク、学校等に呼びかけをしている。

鹿児島県も新規就農者が少なく、平成 26 年 12 月に酪農ヘルパーをしていた方が就農し話題になった事で、今後、酪農ヘルパーからの新規就農も含めアピールし、ヘルパー要員の確保に力を入れて行きたい。

臨時ヘルパー要員については、傷病を中心に取り入れているが、日程調整が付かない場合もあるので、この点についても検討する必要がある。

4. 今後の取組目標等

(1) コントラクター事業の取り入れ

収益確保の観点から粗飼料の収穫作業を酪農ヘルパー要員で出来ないか検討することとしている。只、作業機購入やコストの部分を実施している例を研究してから進めたい。

(2) 和牛農家の加入促進

鹿児島県は和牛生産農家が大小あるが、多数点在している。この農家の加入促進を実施して行きたいが、利用料金の設定が難しく、現在、検討しているところである。

(3) 酪農家の維持対策

酪農家をこれ以上減らさないために酪農ヘルパー要員の充実が必要と考えている。また、新規就農は資金的なものから参入する人は少ないと考えられるので、現状の酪農家が継続できることを検討する。

5. 注目すべき点

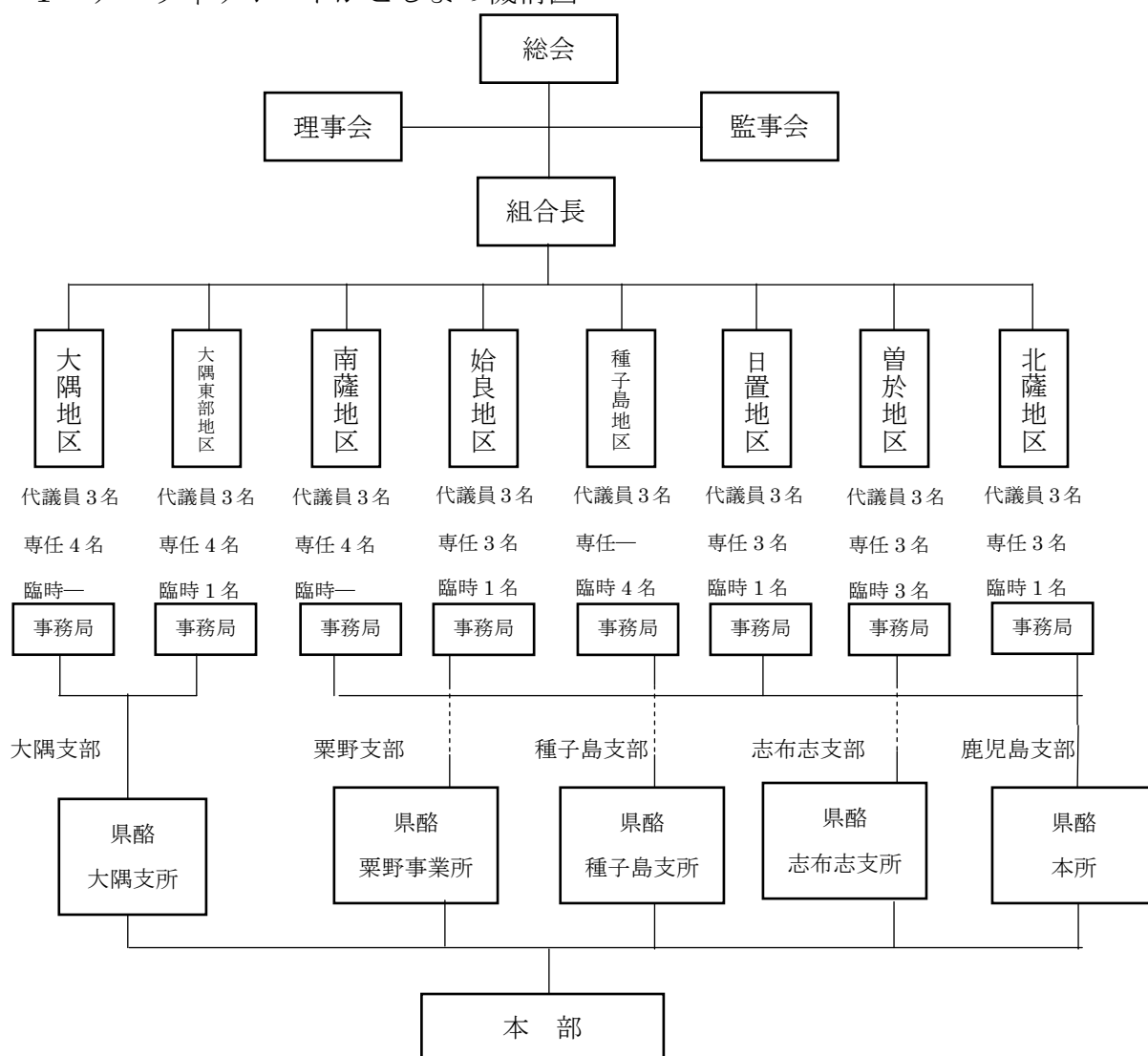
鹿児島県に点在した酪農業協同組合が平成 19 年 4 月に広域合併し、県 1 つになったことで、統一された事業展開が出来るようになり、酪農ヘルパー事業も同様に県内 1 つになったことで、同じ目線で物事にあたれるところにメリットが出てきていると思われる。

組織が大きくなったことで、要員の稼働調整や緊急対応が出来る所が注目すべき点である。ヘルパー要員が各地区に 3～4 人配置して、要員の連携強化が図られている。

又、鹿児島県酪農業協同組合が全面的にバックアップしていることにより、社会保障等安定した運営が出来ると思われる。

私的ではありますが、規模の小さい所は大変運営面で苦勞すると思います。組織を大きくすることによって要員の稼働がスムーズに行くのではないかと思います。

図ー1 デーリィサポートかごしまの機構図



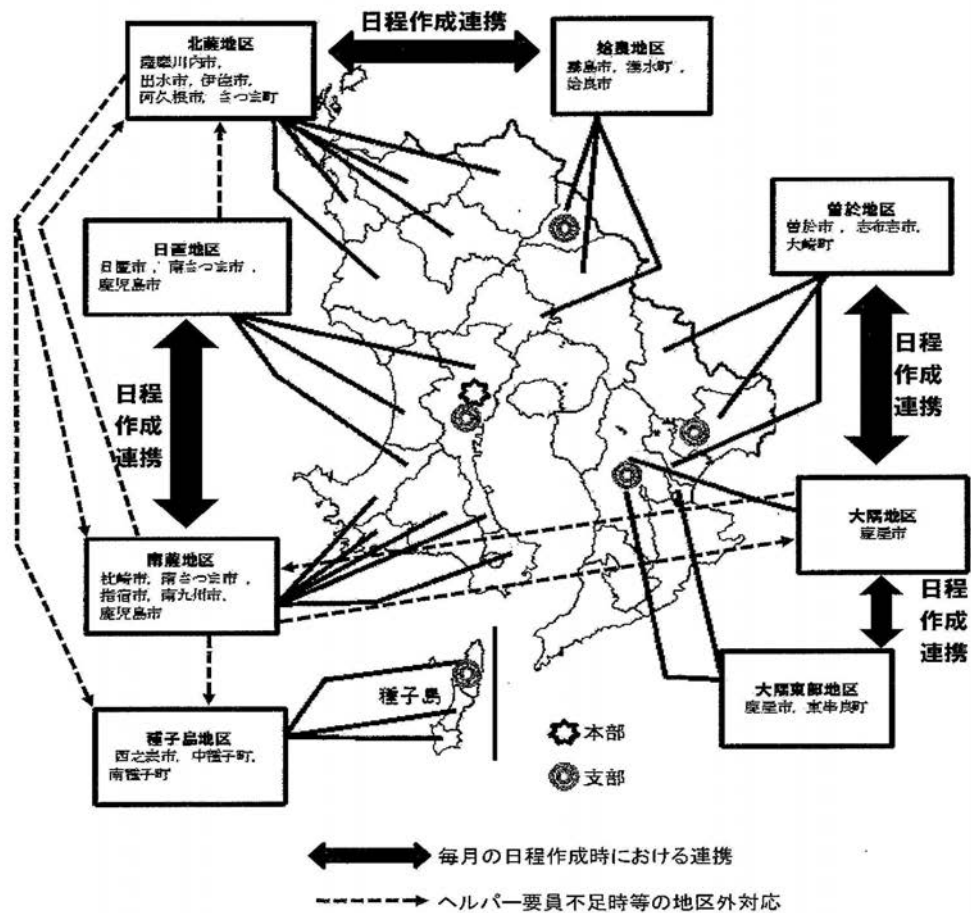


鹿児島県酪本所・デーリィサポートかごしま



中央が橋口組合長。右奥から福田参事・北之園・福田職員。左奥から廣木、斉藤、本松委員。

図一 2 デーリィサポートかごしまの地区の範囲



調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(有限会社ファム・エイ 代表取締役 廣木 聖隆)

4 搾乳・給餌の他に肉用牛ヘルパーに取り組む事例

調査利用組合名	延岡市畜産ヘルパー利用組合
調査実施月日	平成 27 年 2 月 6 日
住 所	宮崎県延岡市大野町 1396 番地
代表者氏名	松田武文
設立年月日	平成 4 年 1 月 31 日
組織形態	任意組織
業務方法	業務の一部を延岡農業協同組合に委託

1. 設立の経緯

延岡市畜産ヘルパー利用組合は、「酪農ヘルパー事業円滑化対策事業」がスタートした平成 3 年度、延岡市の働きかけと補助を得て設立され、事務局は延岡酪農業協同組合に置かれた。

延岡市の畜産農家戸数は、設立当時から肉用牛農家戸数が酪農家戸数を圧倒的に上回り、その基本構成は現在でも変わっていない。ちなみに平成 25 年度の畜産農家戸数は 295 戸で、肉用牛農家 280 戸（うち肉用牛繁殖農家が 272 戸）に対し、酪農家は 5 戸と、圧倒的に肉用牛農家が酪農家を上回っている。そのため、ヘルパー事業においても、設立当初から肉用牛農家も事業対象として、酪農 13 戸、肉用牛 4 戸でスタートした。

その後、延岡酪農業協同組合の解散と、その事業が延岡農業協同組合に譲渡されたことに伴い、平成 21 年 8 月からは、ヘルパー事業の事務を延岡農業協同組合で行っている。

2. 現状の取組状況

（1）ヘルパー利用組合の概要

ヘルパー利用組合参加農家数の推移は表 1 の通りで、発足当時から比較すると、酪農家は減少し、肉用牛農家は僅かではあるが増加している。

表 1 畜産ヘルパー利用組合参加農家数の推移

年月	酪農家	肉用牛農家	備考
平成 4 年 1 月	13 戸	4 戸	肉用牛のうち 2 戸は肥育
平成 9 年 5 月	11 戸	5 戸	
平成 13 年 9 月	8 戸	7 戸	
平成 21 年 8 月	5 戸	9 戸	
平成 26 年 12 月	4 戸	9 戸	肉用牛は全て繁殖経営

元々地域に酪農家が少ないという事情もあり、発足当初から肉用牛を含めた事業展開をしてきたが、酪農家の参加がこれ以上増える見込がない中で、肉用牛の参加も伸び悩んでいる。

肉用牛農家の参加が伸びない理由の一つは、地域の肉用牛農家 280 戸のうち大半の 272 戸が繁殖経営で、1 戸当たりの平均飼養頭数が 11.5 頭と零細であることから、ヘルパー利用の経済的負担が大きく、飼養管理をヘルパーに依頼するケースは、冠婚葬祭等の突発的事象に限られる傾向にあることである。

もう一つの理由は、利用料金の設定が、員外利用でも基本料金の 2 割増しを支払えば正組合員と同様にヘルパーが使える仕組みとなっており、肉用牛農家にとっては 1,000 円の差しかなく、正組合員と員外利用者の差が僅かしかないことである。

（２）ヘルパー職員数と業務

畜産ヘルパー職員数は、専任が 1 名（52 歳）、補助が 1 名（65 歳）の 2 名体制であるが、この他に肉用牛ヘルパーとして登録されている削蹄ヘルパー要員が 4 名（40 歳～50 歳）いる。

専任ヘルパーは、酪農及び肉用牛の飼養管理（酪農の搾乳を含む）と子牛セリ市引出代行業務を行い、補助ヘルパーは酪農及び肉用牛の飼養管理（搾乳作業はしない）と子牛セリ市引出代行業務を行う。

一方、肉用牛ヘルパーは、削蹄、除角作業を行う。

なお、専任ヘルパーは、畜産ヘルパー業務だけでは収入が少ないため、J A の機械センターで臨時職員として雇用されている。

（３）畜産ヘルパーの業務内容と派遣調整

酪農ヘルパーの業務内容は、①搾乳及び牛乳管理（冷却、搾乳機器具の殺菌・洗浄）、②飼料給与、③牛舎内の簡単な清掃、④その他日常管理で、酪農家の朝晩の作業の代行である。

肉用牛ヘルパーの業務内容は、①飼料給与、②牛舎内の簡単な清掃、③その他日常管理である。

また、子牛セリ市に関する業務内容は、セリ上場までに関する業務となっている。

出役の形態は、晩・朝でも、朝・晩でも受け入れており、半日の利用も認めている。勤務時間は、子牛のセリ市に関する業務を除き、午前 3 時間、午後 3 時間の 6 時間である。出役人数は 2 名を基本としている。

ヘルパーの出役調整は、農協が月 1 回、前月の 20 日までに行う。したがって、農家からの利用申し込みは、前月の 19 日までに希望日を組合に連絡することになっている。

またヘルパーの利用については、1ヶ月1回以上の利用が義務づけられている。

(4) 畜産ヘルパー利用料金

畜産ヘルパー利用組合の入会時に1戸当たり入会金10,000円、出資金10,000円が徴せられるが、利用組合の年会費は無料である。

ヘルパー利用料金は、表2の通りである。

表2 畜産ヘルパー利用料金

区 分	項 目	金 額	備 考
酪 農	基本料金	8,000 円	2回目以降は6,000 円
	搾乳牛1頭当たり	450 円	〃 350 円
	その他1頭当たり	200 円	2人出役体制とする
肉用牛 (繁殖経営)	基本料金	5,000 円	繁殖雌牛＋育成牛 離乳後のもの
	繁殖雌牛1頭当たり	300 円	
	子牛1頭当たり	100 円	
	哺乳牛1頭当たり	200 円	
	削蹄料1頭当たり	2,500 円	
	除角料1頭当たり	2,000 円	
肉用牛 (肥育経営)	基本料金	7,000 円	1頭～100頭まで
	101頭目から1頭当たり	30 円	
子牛セリ市 引出代行	予約分1頭当たり	2,000 円	予約のない分については 1頭当たり3,000 円

したがって、通常利用で搾乳牛30頭、乾乳牛5頭、育成牛10頭の場合、基本料金8,000円＋搾乳牛30頭×450円＋乾乳牛・育成牛15頭×200円＝24,500円となる。

また、ヘルパー業務時間外に、通常のヘルパー業務以外の作業を依頼した場合、1時間当たり1,500円の時間外手当を徴収している。

組合員外利用者については、基本料金を2割増しとしている。

3. 利用組合が取り組んでいる搾乳や飼養管理以外の作業

延岡市畜産ヘルパー利用組合は、その名称からもわかるように、肉用牛ヘルパーのウエイトが高い利用組合である。平成25年度の利用料金収入は酪農ヘルパー事業が1,035千円、肉用牛ヘルパー事業（飼養管理・セリ出荷）が1,526千円となっている。また、これとは別に、肉用牛ヘルパー事業として実施して

いる削蹄、除角作業の収入は削蹄 3,170 千円、除角 242 千円となっている。

但し、削蹄及び除角作業は、畜産ヘルパー利用組合とは別の肉用牛ヘルパー組合が実施している。

これは、肉用牛ヘルパーを酪農ヘルパー同様に推進するため、肉用牛生産者の互助組織として設立された肉用牛ヘルパー利用組合が実施する活動に要した経費に対し、2分の1以内の額を補助する「肉用牛ヘルパー推進事業」が創設され、畜産ヘルパー利用組合とは別に、肉用牛ヘルパー組合が設立されたことによる。

肉用牛ヘルパー組合には削蹄師4名が肉用牛ヘルパーとして登録され業務に当たっている。そのため、削蹄及び除角の収入は畜産ヘルパー利用組合の収入としては計上されていない。

以上の事情から、ヘルパー活動は以下の通り区分して実施されている。

【畜産ヘルパー利用組合の業務】

飼養管理と子牛セリ市引出代行業務

【肉用牛ヘルパー組合の業務】

削蹄、除角

延岡市の肉用牛に対するヘルパー活動の推移は以下の通りである。

【肉用牛に対するヘルパー活動の推移】

平成 4 年 1 月	延岡市畜産ヘルパー利用組合設立 肉用牛4戸（うち肥育2戸）に対し飼養管理の代行を行う
平成 6 年 1 月	子牛競り市引出代行業務開始
平成 14 年 4 月	肉用牛ヘルパー組織支援対策事業取組
平成 16 年 4 月	地域肉用牛振興対策事業により削蹄、除角を実施

なお、平成 25 年度の畜産及び肉用牛ヘルパー利用実績は表 3 の通りである。

表 3. 平成 25 年度ヘルパー利用実績

	利用数	利用農家数	利用回数／1 戸	備 考
飼養管理				
酪農	47.0 日	3 戸	15.7 日	
肉用牛繁殖	111.0 日	9 戸	12.3 日	
〃 員外	30.5 日	10 戸	3.05 日	
削蹄	1,332 頭	209 戸	6.4 頭	肉用牛経営安定対策補完事業対象
除角	127 頭	47 戸	2.7 頭	〃
家畜輸送	18 回	11 戸	1.6 回	

4. 畜産ヘルパー利用組合の課題と今後の取組

延岡市畜産ヘルパー利用組合の課題は、利用戸数減少による組合収益の悪化とヘルパー要員の所得の補償、そして、ヘルパー要員の高齢化による後継者の確保である。

畜産ヘルパー事業が延岡地域の畜産に果たす役割の必要性・重要性は大きいですが、一方で酪農家戸数の減少、零細規模と高齢化が進む肉用牛繁殖経営を事業の基盤としている本事業は、利用の拡大は望めない。

現在、組合では利用拡大を図るため、契約利用回数以上にヘルパーを利用した場合、その利用増加分について、基本料金 2,000 円引き、搾乳牛 1 頭当たり 100 円引きという料金設定をしているが効果は上がっていない。

そこで、これらの課題を解決するため、事務局である延岡農業協同組合では、畜産ヘルパー事業を平成 28 年度にも J A の子会社である「(株) J A 延岡地域農業振興支援センター」の事業として業務を移行する事を検討している。

この(株) J A 延岡地域農業振興支援センターのスタッフは、J A からの出向 2 名、臨時職員 24 名（男性 4 名、女性 20 名）の計 26 名で、水稻や野菜の育苗事業、耕運や堆肥散布等の作業の受委託事業、地場産農産物の産直コーナーへの出荷を行う農業経営事業、農業後継者研修事業、各種農機具リース事業を行っているが、畜産ヘルパー事業を支援センターの事業と位置づけ、支援センターから畜産農家へヘルパーを派遣する計画である。さらに、畜産ヘルパーの年齢を考慮に入れると、将来的には J A の職員がヘルパー業務を行い、また、事業の収益強化の面から、現在、組合の収入になっていない削蹄業務も支援センターの業務として取り入れることを計画している。

今後のこの新たな取組に注目したい。



右手前から松田武文組合長、松田勝美副組合長、奥は JA 延岡畜産振興係 岩佐美基担当
左手前から本松委員、中は廣木委員、奥は斉藤委員

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(一般社団法人 岡山県畜産協会 本松秀敏)

5 牛群検定業務や肉用牛の飼養管理に取り組む事例の調査総括

都府県型酪農ヘルパー調査事例の総括と課題

— 鹿児島県、宮崎県の事例を踏まえて —

1. 2つの調査事例の総括

鹿児島県酪農業協同組合が運営する「デーリィサポートかごしま」及び宮崎県延岡農業協同組合が運営する「延岡市畜産ヘルパー利用組合」の特徴と課題は表－1のように整理できる。

① デーリィサポートかごしま

「デーリィサポートかごしま」は、鹿児島県内の1県1酪農協化に伴い、従来の地域酪農ヘルパー組織を一元化したものであり、組織の一元化と地域に基盤をおいた実践組織の両立を図るものである。そこでの特徴は、近隣ヘルパー組織間の連携が図られることである。かつての組織内の個別完結的形態から、ヘルパー組織間においてのヘルパー要員の派遣対応等に柔軟性が高まることの意義は大きい。

組織を継続的に運営するための現実問題として重くのし掛かってくる問題は、県や自治体等からの補助金が年々減少していることである。どのヘルパー事業にも共通する課題であるが、経営採算と酪農家の負担力についてのジレンマが生ずることである。

こうしたことへの対応として、コントラクター事業を取り入れ、ヘルパー事業との業務提携等を行い、トータルとしての酪農生産基盤の強化を図ることを検討している。ヘルパー業務の業務拡大を通して、ヘルパー要員の待遇改善や人材確保そして、酪農家の負担増を押さえるという、2つの要素を可能な限り両立させようとの狙いが込められているといえよう。

さらには肉用牛生産が盛んな県であることから、肉用牛農家にもヘルパー事業の利用者としての需要開拓を考えている。肉牛繁殖経営は小規模経営が多く、ヘルパー利用の必要性の低さと経営採算の観点からこれまでのところ、そこへの関心は残念ながら高くない。肉牛農家がヘルパー事業に取り組むことへの何らかの魅力・インセンティブを模索する必要があるだろう。

②延岡市畜産ヘルパー利用組合

「延岡市畜産ヘルパー利用組合」は総合農協が運営主体となっている。肉用牛繁殖経営が大家畜生産の大宗を占め、絶対的に酪農家戸数の少ない地域でのヘルパー業務の対象が、酪農経営と肉用牛経営の二面性をもつ業務内容をカバ

一する形態である。

そこでの課題はやはり、ヘルパー利用戸数の減少とそれに伴う組合収支の悪化である。肉用牛繁殖経営の小規模性と、それに起因するヘルパー需要の小ささである。

そのため、平成 28 年度を目途に J A の子会社として「(株) J A 延岡地域農業振興支援センター」を設立し、現在のヘルパー事業もこの組織に包括的に取り込み、事業内容の継続を検討している。

表-1 2事例の経営課題と取組目標		
名称	現状の特徴と課題	取組目標
デーリィサポート かごしま	【特徴】 ・地域ヘルパー組織間の連携(広域合併を生かす)	・コントラクター事業の取り入れ(酪農基盤の強化)
	【課題】 ・補助金の減少(酪農家の負担増と経営採算)	・肉牛農家の加入促進(インセンティブをつける方策の模索)
	・肉牛農家の加入促進	・酪農家戸数の維持対策
	・ヘルパー要員の確保	
延岡市畜産ヘル パー利用組合	【特徴】 ・肉用牛ヘルパーのウエイトの高い組合	平成28年度スタート予定のJA子会社「(株)JA延岡地域農業振興支援センター」での事業に移管を検討
	・絶対的に少ない酪農家戸数	【検討している具体的内容】
	【課題】 ・肉用牛繁殖経営の小規模性とヘルパー需要の小ささ	・支援センターによるヘルパー派遣
	・利用戸数減少による組合収支の悪化	・JA職員によるヘルパー業務の兼務
	・ヘルパー要員の所得補償	・削蹄業務の支援センターへの取り込み
	・ヘルパー職員の業務内容の二重性	
	・ヘルパー要員高齢化に伴う後継者確	

2. ヘルパー事業の抱える問題と取組方向

以下では、両事例をベースにヘルパー事業の抱える課題と取組方向についての試論を述べたい。

① 事例にみる都府県型酪農ヘルパー組織の機能

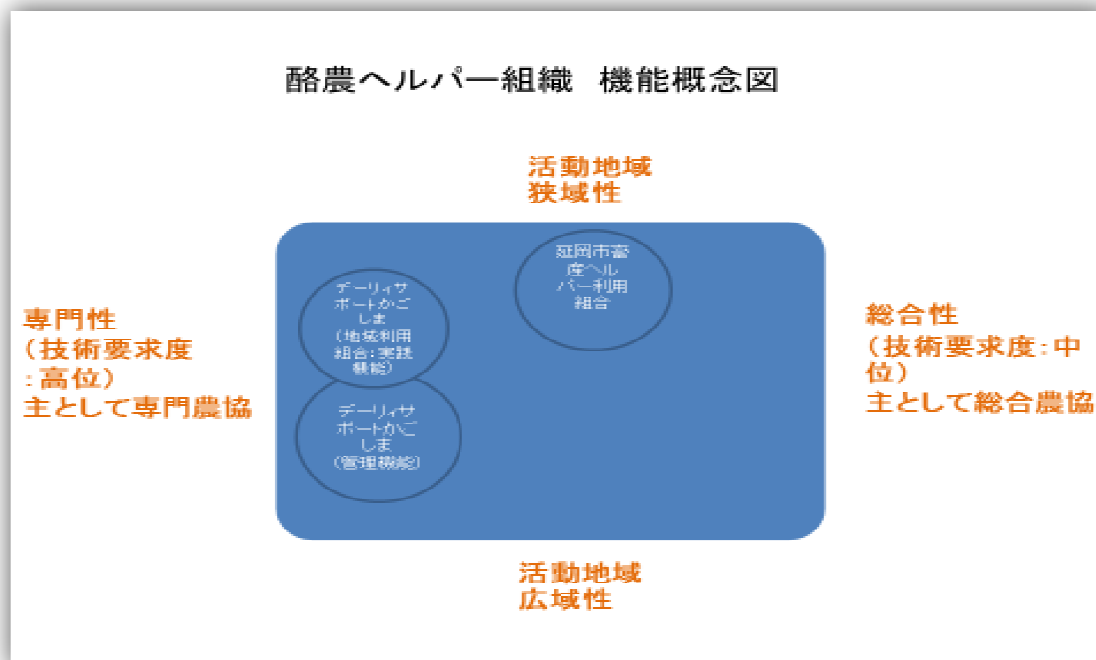
今回の調査事例をもとに、ヘルパー組織の特色をマトリックス的に図示したものが「酪農ヘルパー組織機能概念図」である。今回のマトリックスでは、縦軸に活動地域の「広域性」と「狭域性」に大別した軸を設け、横軸に事業主体

の特徴を「専門性」と「総合性」に大別した軸を設けてその特徴を表現した。

「専門性」と「総合性」の区分については、酪農家の求める技術的要求度の水準等を念頭においたものである。現在の酪農経営そのものが至って専門性の高い業種であることは論を待たないであろうが、ここではあえて地域の酪農家の密度や、組織化の主体としての事業対象範囲をベースに、「専門性」の担い手を主として専門農協とした。一般に酪農家の技術的要求水準も比較的高く、そこに関わる運営主体も専門性の高い人材が担うことによって、酪農家の満足度を高めなければならない。

一方、「総合性」が強いと区分するケースは、主として総合農協が担い手として想定される。酪農家が非常に僅少になり、酪農家自体の組織化だけではヘルパー事業が立ちゆかない地域である。個々の酪農家が求める技術的水準は専門性の高い酪農家と変わりはないと理解されるが、しかし、酪農家の少なさが運営主体の専門性の高い人材確保につながりにくいとみられる。したがって、酪農家も技術的要求水準の高さにはそれほどこだわらずに、定期的な休日の確保や冠婚葬祭時の対応などが担保できることが事業活動に強く要請され、そのことが酪農経営の存続を支える大きな要素とみても良い。

以上のような切り口による整理は、対象事例数も少なくやや強引な区分ともいえるが、あえて試論として供する次第である。



上記のことを踏まえつつ、以下では、ヘルパー組織を巡る諸課題と今後の方向を検討する。

②組織統合と事業拡大による採算性と組織の柔軟性確保

昨今の酪農を取り巻く環境は非常に厳しいものであり、全国的に酪農家戸数の減少に歯止めがかからない状況を呈している。今回の調査地である鹿児島県、宮崎県も例外ではなく、酪農家の減少を食い止める役割もヘルパー組織に期待する要素のひとつである。

多くのヘルパー組織が採算性確保のために作業料金の値上げを図る余地がない状況下では、組織拡大を通じた事業拡大することが1つの方法であろう。「組織間の多様な連携」の1つとして最も適合性が高いのが、ヘルパー組織間の連携である。酪農ヘルパー組織は設立の経緯、地域酪農の特色等を反映し形態や仕組みは多様であるが、現場レベルの多様性を生かしつつ、管理機能の統合化・効率化を進めることができよう。

今回の事例として取り上げた、鹿児島県酪農業協同組合は1県1農協としての組織再編に取り組んだ成果をそこに取り込んでいる。ヘルパー組織の運営の根幹をなす「作業料金表」は県内統一の料金体系を設定し、地域ヘルパー組織の実務を司る事務局は、県酪農協の支所が担う形態である。

酪農ヘルパー組織の機能概念図として図中に示したように、1県1農協として広域をカバーする鹿児島県酪農業協同組合は、全体管理機能を担い、実践機能としてより守備範囲を狭めた地域ヘルパー組織が担うという重層構造といえよう。県域を面としてとらえれば、一枚の大きな面の下に8つに細分化された面が二重に覆われた形である。さらに鹿児島県の特徴はこのタテ串の二重構造にとどまらず、そこに地域ヘルパー組織間におけるヘルパー要員の相互乗り入れを実現させたことであろう。先の二重性をもつタテ串に地域連携というヨコ串を通して、組織間の連携強化と組織の継続性を高めることを狙ったものと理解されよう。

「デーリィサポートかごしま」は、牛群検定立会事業を業務として取り込んでいる。ヘルパー業務と牛群検定では作業内容は異なるものの、牛舎内の搾乳関連作業が主体であり、業務内容の親和性は強い。ヘルパー要員が牛群検定を兼ねるといって、いわば作業者としての複数職能を持つことは、作業内容の均分化や周年にわたる労働編成の平準化等につながる。ヘルパー要員にとっても複数職能の開拓（多能工化）は、職務のマンネリ化等を回避できる。

鹿児島県のケースでは、統合によって組織内の人数が大きく増えたこともヘルパー要員にとって、大きなインパクトがあると思われる。従来の地域別組織では概ね3～4人に限定されたヘルパー要員間の交流にとどまるが、広域化することにより人的交流の機会と範囲が大きく拡大したものと推測される。

③人材確保と農協（運営主体）

ヘルパー要員の確保の観点からも給与水準や福利厚生等の待遇全般の向上を視野に入れておく必要がある。酪農に関心のある若者が酪農への新規就農への一階梯としてヘルパーを選択するケースや、将来ともヘルパー業務を志向するケースなど多様である。「デーリィサポートかごしま」では、現在のところ8つのヘルパー組織毎に要員募集を行っている。ヘルパーに応募する人たちの生活圏等を考慮して県下一円の採用にはなっていない。このようにヘルパー要員の確保には多くの組織が苦労している。さらにはヘルパー経験の長い専任ヘルパーの処遇方法などの課題もある。

今回の事例でも確認できたが、ヘルパー事業の多くは地域の農協組織によって支えられている。その意味からも農協の経営基盤（資金力）や人的資源（マネジメント力）に依拠する要素が大きい。専門農協、総合農協を問わずに、ヘルパー要員の確保にどのような仕組みが要請されるのかを改めて検討する必要がある。地域の酪農特性を生かした地域密着型の組織としての展開が要請される。

これまでのところ、酪農ヘルパー組織に代表される各種の経営支援組織は多くの場合、コントラクター、TMRセンター、堆肥センターなど、専門機能を分化させる個別機能特化型で展開してきた。機能的な特化は必要なことであるが、それらの支援組織全体を束ねて、地域の酪農経営に最も寄与するための体制作りの中核を担う役割が農協に求められる。酪農への総合支援機能を担う人材の育成が農協に求められている。その意味では農協自体の人材確保と育成という観点もこれまで以上に重要となろう。

④変化対応力と持続性

ヘルパー組織に限らずどのような組織にも言えることであろうが、組織の持続性のためには変化対応力といわれるような柔軟性が大切である。大きく変えし続ける酪農の経営環境に対しての適応力とその持続性が求められる。経済活動は常に不確実性を伴う。

現在うまく機能している組織であっても、事業継続の中で時代状況に適応しにくい問題や新たな課題が浮かび上がる。時代に適応した変化対応力と持続性が常に求められる。

事業活動の効率性という観点から「デーリィサポートかごしま」では組織の広域化・一元化を図った。「延岡市畜産ヘルパー利用組合」では、JAの子会社として展開予定の「(株)JA延岡地域農業振興支援センター」に多様な事業活動のひとつとしてヘルパー事業に取り組む構想を練っている。

ヘルパー事業にとって常について回る問題であろうが、効率性と持続性のバランスをどのように追求していくかが課題である。厳しい道のりではあるが、

効率性と持続性を併進させつつ、地域酪農のインフラ機能を担うヘルパー組織の役割を再度確認し、酪農家にとって必要不可欠な支援組織としての存続・発展の道を探る必要があろう。

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(日本大学生物資源科学部 齋藤武至)

6 搾乳・給餌の他に酪農家の所有する機械を利用した飼料生産等に取り組む事例

調査利用組合名	福岡県糸島地区酪農ヘルパー利用組合
調査実施月日	平成 26 年 11 月 7 日
住 所	福岡市西区周船寺 1 丁目 13 番 4 号
設 立 年 月 日	平成 20 年 10 月 1 日
組 織 形 態	任意組織
業 務 方 法	一部業務をふくおか県酪農業協同組合に委託

1. 糸島地区酪農ヘルパー利用組合の概要

糸島地区酪農ヘルパー利用組合は、任意組合として平成 20 年 10 月に設立された。それ以前は糸島酪農協が直接運営しており、採用されたヘルパー員も酪農協職員であった。その後、糸島酪農協が平成 19 年にふくおか県酪農業協同組合に統合された際に、酪農ヘルパー部門は糸島地区の酪農ヘルパー利用組合(任意組合)として分離独立することになる。

この間の事情は、国や県の補助金が県酪連を経由して補助金を受ける団体に支払われることになっていたので、補助受け団体を兼ねることができなかったためと説明を受けた。ともかく、酪農ヘルパー事業は、酪農協から利用組合が主体となって実施するようになった。ただし、現在でも出役調整、利用料金の徴収、経理事務等の業務については、県酪に委託している。委託料は年間 10 万円ということなので、実質的に県酪農協からの支援を受けているといえるだろう。

2. 利用組合の業務範囲

利用組合の業務範囲は、旧糸島酪農協の営業範囲と一部隣接する福岡市内の酪農家で、現在、利用組合員は 36 戸（糸島地区の全酪農家）と員外利用農家として福岡市の 12 戸である。この地域にはヘルパー組合がないため、員外利用を認めている。賦課金として、利用料金以外に月 1 万円を支払うことになっているが、員外利用の場合は利用時に 1 万 7 千円徴収している。

利用組合には全戸加入だが、1 戸は現在ヘルパー利用を行っていないが、賦課金は払っている。員外利用は 3 か月に 1 回程度の利用という。

3. 利用状況等

正組合員の利用は、平成 25 年度実績では 1 戸当たり 11 日/年程度で、2 人派遣が基本だが、飼養頭数規模によって 4 人派遣が 5 戸、3 人派遣が 2 戸となっている。利用料金は、2 人派遣で 22,000 円（搾乳牛 30 頭、乾乳牛 5 頭、育成牛 10 頭）、3 人派遣では 35,300 円（搾乳牛 50 頭、乾乳牛 8 頭、育成牛 16 頭）となっている。

組合員の飼養頭数規模で最少は経産牛 20 頭、最大は 140 頭程度で、この農家は 4 名の従業員を雇用している。また 36 戸中 20 戸には後継者がいる。

現在傷病時互助制度はないが、現実問題となっており、議論しているところだという。

利用組合の平成 25 年度の収支状況は、利用料金 1,830 万円、賦課金 450 万円、国の補助 140 万円（県から 26 年も同額程度で入る予定）が収入で、一方支出は人件費 1,600 万円、福利厚生費 400 万円、委託料年間 10 万円等であった。24 年度は赤字だったため、賦課金を 8,000 円から 1 万円に値上げしたとのことであった。



右より、岡部組合長、坂本西事業所長、折田職員

4. ヘルパー要員と活動状況

現在のヘルパー員は、専任ヘルパー 4 名（うち女性 1 名）と臨時ヘルパー 1 名の合計 5 名体制である。専任ヘルパー 4 名のうち 3 名は県酪所属で、残り 1

名は利用組合が雇用している。つまり、3名は合併前の糸島酪農協時代に雇用された職員で、現在は利用組合への出向という形態を採っている。

県酪から出向しているヘルパー員3名は、男性（38歳、40歳台前半）と女性（58歳）、利用組合雇用のヘルパーは31歳の酪農家後継者の弟で、削蹄師資格取得に意欲を持っているとのことであった。勤務体制は朝（午前6時～10時）、晩（午後4時～8時）体制で、労災、雇用、健康保険、年金、退職金制度が完備している。また休日は月7～8日となっている。

また、臨時ヘルパーは51歳の男性で、配偶者が亡くなったため、酪農を中止して現在は和牛経営を行っている。臨時ヘルパーの雇用条件は日当1万円（但し、保険は自前）で、月20日前後出役している。

5. 利用組合が取り組んでいる搾乳や給餌以外の作業

搾乳作業以外に組合として取り組んでいる作業には、以下の3つがある。

- ① 農家の機械を利用した粗飼料生産
- ② 酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理
- ③ 除角作業

これらの作業は酪農家の要望に応える形で開始された。

① 農家の機械を利用した粗飼料生産

平成25年度の実績は年間15日の稼働で、利用料金は2,000円/時である。作業内容は刈取作業、TMR作りで、利用農家数は2～3戸、1回5～6時間程度の作業という。作業は朝晩の牛舎管理などの通常作業以外の昼の作業として、ヘルパーの都合がつく限り2人で担当している。ヘルパーには時間外手当を支給している。粗飼料生産は、春期はイタリアン、夏期はトウモロコシ、秋期はイネ発酵粗飼料（WC S）の作業を実施している。自営ヘルパーが4名（元ヘルパー組合職員、元酪農家）おり、自給飼料生産などは、自営ヘルパーが対応することの方が多いようだ。自営ヘルパーの利用料金は、1人当たり12,000円/日である。

TMR作りは10日間程度で1日2時間程度の作業である。糸島地区の前原酪農組合（まえばる）の3戸が耕種農家から70haの農地を借り受けて、汎用型収穫機を所有して実施している。オペレーターは自営ヘルパーが主に行っている。水田裏作での粗飼料生産は約2か月間、3戸が個別で1戸当たり平均15ha行っている。TMRセンターは、一時県酪が検討したことがあるが、現在はない。

糸島地区は5,000haの水田がある水田地帯で、畑利用としてはイタリアン、スーダン、ソルゴーなどが中心で、デントコーンはイノシシ、サル、シカなどの鳥獣害のため少ない。

② 酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理

牛舎内で飼養している乳牛以外の和牛の世話を行っている。作業内容は給餌作業で、利用料金は、乳牛育成牛の利用料金の 200 円と同額である。ちなみに搾乳牛は 1 頭 400 円で、平成 25 年度の利用実績は 20 日で、利用農家は 2 戸（26 年度は 1 戸）であった。飼養頭数規模は和牛 60～70 頭（乳牛育成牛＋搾乳牛 80 頭で 200 頭）である。他に、牛舎内の牛のつなぎ替えなども行っている

③ 除角作業

除角作業は、組合青年部が主体となって行っているが、専任ヘルパーの一人（男性、38 歳）が 5～6 戸の酪農家からの依頼を受けて 1,000 円/頭で行っている。高い技術を持っており、酪農家からの評価は高い。平成 25 年度の実績は 15 日間であった。

6. 今後の課題

糸島地区の酪農家は後継者が揃っているが、今後は戸数減少が避けられないと見られる。一方、大規模酪農家は雇用労働者、特に外国人研修生への依存度を高めるとみられることから、ヘルパー利用が現状のままで推移することは考えにくい。

1 戸当たりの利用日数は経営状況如何に左右される面が大きいと思われるが、今後、傷病時互助制度を導入するとなれば利用日数は増加するが、緊急的な利用の増加によって、ヘルパー員の確保が難しくなってくる。ヘルパー組織の広域化とともに、搾乳などの飼養管理業務以外の作業の請負によるヘルパー雇用の安定化を図る必要が増々強まると思われる。

現在行っている作業以外にも、削蹄作業などとともに、酪農組合業務などの事務作業を含めた総合的な雇用体系も考慮する時期に来るかもしれない。



左手前より小林委員、本松委員、右手前より岡部組合長、坂本所長、折田職員

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員

(日本大学生物資源科学部 小林信一)

7 搾乳・給餌の他に肉用牛の飼養管理に取り組む事例

調査利用組合名	佐賀県酪農ヘルパー利用組合
調査実施月日	平成 26 年 11 月 7 日
住 所	佐賀県多久市多久町 5796-3
代表者氏名	弥富 豊
設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日
組織形態	任意組織
業務方法	業務はすべて佐賀県農業協同組合に委託

1. 設立に至った経緯

佐賀県の酪農ヘルパー事業は、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の開始とほぼ時を同じくして、県内 3 地区に任意組織の酪農ヘルパー利用組合が設立されたのが始まりである。まず平成元年、佐城三神地区酪農ヘルパー利用組合が設立され、翌平成 2 年に東松浦地区酪農ヘルパー利用組合が、続いて平成 3 年に杵藤地区酪農ヘルパー利用組合が設立され、佐賀県下全域で酪農ヘルパー事業を実施する体制が整った。

その後、酪農家の減少等もあり、平成 17 年、3 地区が合併し、県域の任意組織である佐賀県酪農ヘルパー利用組合が誕生し、その事務局は佐賀県農業協同組合の酪農指導センターに置かれた。また、専任ヘルパーも合併前の職員を継続雇用し、農協の嘱託職員として雇用している。

一方、酪農家の高齢化に伴い傷病利用が増加し、高額の利用料金を自己負担で賄う状況が増えたことから、傷病時利用の互助会の設立を望む声が高まり、平成 22 年から 3 年間にわたり協議した結果、平成 25 年 3 月に県域の傷病時互助会が設立された。

2. 現状の取組状況

(1) 酪農ヘルパー利用組合の概要

佐賀県の酪農は表 1 のとおり、我が国の酪農経営の動向と同様に、戸数・頭数とも減少し、それに伴い生乳生産量も減少している。

現在経営を続けている酪農家のうち、後継者がある経営は 40% で、酪農家の 50% が 60 歳以上と高齢化が進んでいる。したがって、5 年後には、酪農家戸数は 50 戸程度と予測されている。

経営中止の理由は、高齢化に伴う経営主の病気や怪我もあるが、最近 5 年間で見ると、飼料価格や燃料費の高騰による経営の外部環境の悪化に伴う飼料代

の未払いの累積等、負債、経営収支の悪化による経営の中止が目立つ。

表 1 佐賀県酪農の概要

	酪農家戸数	飼養頭数	1戸当たり頭数	生乳生産量
平成 16 年 2 月	165	6,101	36.9	30,208
平成 21 年 2 月	103	4,417	42.9	23,201
平成 26 年 2 月	68	3,296	48.5	18,217
平成 26 年 10 月	63	3,085	49.0	—

※平成 26 年 10 月の酪農家戸数は学校 2 校を含む

また、酪農家戸数の減少に伴い、酪農ヘルパー利用組合参加戸数も表 2 のとおり減少し、平成 16 年は 103 戸であったが、平成 26 年は 62 戸減少し 41 戸となっている。

表 2 酪農ヘルパー利用組合参加農家数の推移

年度	参加農家数	参加率	年間利用日数	1戸当たり
平成 16 年	103	63.2	1171.55	11.37
平成 20 年	76	65.5	953.50	12.55
平成 21 年	65	65.0	909.83	14.00
平成 25 年	49	68.1	848.14	17.31
平成 26 年	41	63.1	—	—

前述のとおり、佐賀県の酪農ヘルパー利用組合は、平成 17 年、県内 3 利用組合（佐城三神、東西松浦、杵藤）が合併し、県域の利用組合となったが、合併後も旧利用組合単位で派遣が行われている。

平成 26 年の地区別参加戸数は、佐城三神地区 21 戸、東西松浦地区 10 戸、杵藤地区 10 戸で、それぞれの地区に担当の専任ヘルパーが配置されている。

各地区別の利用組合参加戸数及び利用実績の推移は表 3 のとおりである。地区の特徴として、東西松浦は大型経営が多くヘルパー利用が少ない傾向にある。

表 3 地区別利用実績の推移

年度	H16				H21			
地区	佐城三神	東西松浦	杵藤	県	佐城三神	東西松浦	杵藤	県
組合員	59	23	21	103	37	16	12	65
参加率	79.7	54.8	44.7	63.2	88.1	48.5	48.0	65.0
経産牛	1,424	881	558	2,863	940	714	347	2,001
育成他	456	547	316	1,319	263	369	262	894
利用日数	694.5	223.0	254.1	1,171.6	549.1	212.5	148.3	909.8
月平均	57.9	18.6	21.2	97.7	45.8	17.7	12.4	75.9
1戸当り	11.8	9.7	12.1	11.4	14.8	13.3	12.4	14.0

年度	H25			
地区	佐城三神	東西松浦	杵藤	県
組合員	25	13	11	49
参加率	86.2	50.0	64.7	68.1
経産牛	572	561	308	1,441
育成他	221	302	326	849
利用日数	481.0	193.2	173.9	848.1
月平均	40.1	16.1	14.5	70.7
1戸当り	19.2	14.9	15.8	17.3

（２）ヘルパー職員数と地区別配置状況

酪農ヘルパー要員数は、専任が５名（うち女性が０名）、臨時が９名（うち女性が２名）で、専任ヘルパーは、佐城三神地区に２名、東西松浦地区に２名、杵藤地区に１名が配置され、原則、旧組合範囲で派遣されており、片道１時間以上の派遣はしない方針となっている。しかし、要請があれば広域対応も行っている。

専任ヘルパーの身分は、全員、佐賀県農業協同組合の嘱託職員とし、利用組合に出向という形を取っている。一方、臨時ヘルパーは利用組合の雇用となっている。

専任ヘルパー５名は、２名が元酪農家、３名は米麦農家で、年齢は３０代が１名、４０代が１名、５０代が３名となっており、うち１名は２７年３月に定年を迎える。

一方、臨時ヘルパー９名は、元酪農家が２名、酪農家の息子が１名、繁殖農家が３名、元専任ヘルパーが１名、専任ヘルパーの妻が２名である。

（３）ヘルパー業務と派遣調整

酪農ヘルパーの作業内容は、①搾乳及び飼料給与、②乳牛の管理（分娩の介助、発情、事故牛の発見連絡）、③牛乳の管理（冷却、搾乳機器具の殺菌・洗浄）、④牛舎内の簡単な清掃、⑤日常的な糞尿処理で、酪農家の朝晩の作業の代行が業務となる。

出役の形態は、原則、晩・朝の出役で、晩の搾乳から翌日の朝の搾乳までの作業を持って１回とし、勤務時間は１回８時間、通常、晩の作業は１６時～２０時、朝の作業は６時～１０時となっている。

また、出役人数は２名を基本とし搾乳頭数により下記のとおりとなっている。

搾乳牛 10 頭未満	1 人
搾乳牛 40 頭以上	3 人
搾乳牛 80 頭以上	4 人

なお、派遣人数は4名派遣（搾乳牛 100 頭規模、1 日のヘルパー料 60,000 円）を上限としている。

ヘルパー利用は、利用日を3か月前までにJA酪農指導センターに申し出ることになっており、センターは3か月ごとに組合員の利用日を取りまとめ、派遣日の調整を行い、定期利用計画書を作成して、計画に沿ってヘルパーが派遣されることになる。

組合員には、基本的に月1回のヘルパー利用を義務化しており、利用をしなくても利用料は徴収される。

ヘルパー利用の義務化については、平成20年まで専任ヘルパーの稼働率が低かったため、平成21年からヘルパー月1回利用を義務化したものである。

（4）酪農ヘルパー利用料金の設定方法

酪農ヘルパー利用組合の入会時に入会金1戸当たり30,000円が徴せられるが、これは脱会時には返還される。

利用組合の年会費は1戸当たり30,000円で、ヘルパー利用料金は、基本料10,000円、搾乳牛1頭1回当たり600円、搾乳牛以外1頭1回当たり200円となっている。さらに1日の作業時間が8時間を超えると、ヘルパー1人につき1時間当たり1,000円を徴収している。また、家族の結婚や事故、葬儀を除き、ヘルパー利用日を指定する場合は、期日指定として別途2,000円を徴収している。

但し、組合の都合でヘルパー1人派遣の場合は上記が半額となる。ヘルパーの半日利用も認められており、この場合も半額となっている。

したがって、通常利用で搾乳牛30頭、乾乳牛5頭、育成牛10頭の場合、基本料金10,000円＋搾乳牛30頭×600円＋乾乳牛・育成牛15頭×200円＝31,000円となる。

（5）傷病互助制度の県域での実施

酪農家の高齢化に伴い、ヘルパーの傷病利用が増加し、傷病利用の平均利用日数は25日、平均利用料金は50万円と、組合員は厳しい自己負担が強いられていた。そのため、組合員から互助会の設立が強く求められ、平成22年から協議が始まり、平成25年3月に互助会が設立され、傷病互助制度が県域

で実施されることになり、現在 33 戸 70 名が加入している。加入料は、1 戸当たり 8,000 円、1 名当たり 5,000 円で、互助の対象期間は 5 日以上 40 日以内となっている。

ちなみに、平成 25 年度の利用は 4 名 72 日（最大 40 日）、平成 26 年は 9 月末時点で 1 名 40 日の利用となっている。

3. 利用組合が取り組んでいる搾乳や飼養管理以外の作業

利用組合が取り組んでいる搾乳や飼養管理以外の作業は表 4 のとおりである。

表 4 作業内容及び作業日数、利用料金（25 年度実績）

作業の内容	年間作業日数	利用料金	備 考
肉用牛の飼養管理	28.5 日	200 円/頭	搾乳牛以外 1 頭
酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理	48.0 日	200 円/頭	1 回当たりに同じ

これらの作業は、平成 17 年 8 月頃より始まったが、酪農から和牛繁殖経営に転換した農家 2 戸（60 頭規模 1 戸、25 頭規模 1 戸）が、搾乳中止後も自ら希望して継続してヘルパー利用組合に加入し、利用しているもので、作業内容は、飼料給餌、ふん尿処理等で、乳用牛の育成牛と同じ料金で実施している。

また、酪農家が乳牛以外に肉用牛（和牛繁殖雌牛）を飼養している所が 3 戸（各 10 頭規模）あり、同様のヘルパー作業を行っている。

4. ヘルパー利用組合の課題

（1）ヘルパー稼働日数の確保と利用組合の経営安定

利用組合加入農家戸数は、酪農家戸数の減少に伴い年々減少しており、ヘルパー参加率は、地域によってバラつきがあるが、ここ 10 年、県全体では 63～65%前後で推移している。この参加率は全国平均、都府県平均と比較して 10%以上低くなっている。

利用日数についても増加傾向にあるものの、平成 25 年度実績では 17.31 日で、全国平均の 20 日と比較して、約 3 日少ない成績である（表 1、2 参照）。

利用が拡大しない理由として、大型農家においては、雇用労働があるため利用組合に未加入であり、前述のとおり大型農家が多い東西松浦地区にこの傾向が顕著に表れている。一方、小規模農家にあつては、経費負担の問題から未加入となっている。また最近では、酪農経営の収益性の悪化で利用組合から脱退す

る農家も見られるほか、ヘルパーの技術に対する不安も利用が伸びない原因の一つになっている。

以上の結果、専任酪農ヘルパーの稼働率は、多い人で 20 日、少ない人では 14～15 日、また、臨時ヘルパーは月に 4～5 日程度となっており、平成 25 年度においては、ヘルパー利用料金と会費・賦課金合計額でヘルパー人件費が賄えていない状況にある。

さらに専任ヘルパーの給与の構成が、基本給が 50%、出役日数に応じた歩合給が 50%となっていることから、ヘルパーの賃金確保面でも稼働率を向上させる必要が生じている。

（２）優秀な専任・臨時ヘルパーの確保

現在の専任ヘルパーは 50 歳代後半の方が 3 名あり、勤続年数も 20 年を超えるベテランで酪農家の信頼も厚い。一方で年齢的なことを考えると、ヘルパー後継者の確保が課題である。臨時ヘルパーは、それぞれ仕事を持っており、専任化への道は厳しい。酪農家の子弟や農業大学校卒業生等に専任ヘルパーへの就業をアピールしていく必要がある。

５．今後の取組目標

（１）ヘルパー稼働率向上対策

① 酪農ヘルパー利用拡大

ヘルパーの稼働率を高める対策として、すでに平成 21 年からヘルパー月 1 回利用を義務化しているが、現在、月 2 日利用に向けて検討を行っている。そのためには、2 回目の利用料金の割引も検討している。

② 酪農ヘルパー以外の作業の受託

佐賀県には、現在、コントラクター組織、TMR センターともに無いが、飼料用米の加工やミカンジュース粕を利用した TMR 製造に取り組む動きがあり、そこでの作業を利用組合が受託することにより、専任ヘルパー間でローテーションを組み、月に 1 週間程度勤務することでヘルパーの稼働日数を確保するとともに、組合の収益拡大に結び付けたいと考え、各機関、団体と協議を始めている。

また、佐賀県には肉用牛ヘルパーの組織は無いが、今後、肉用牛農家（主に和牛繁殖農家）からヘルパー利用に対するニーズが高まることも予想されるので、現在も実施している肉用牛の管理作業を拡大することについて、関係機関と協議しながら取組を検討する考えである。

ただ、牛群検定については、ヘルパー派遣との日程調整が困難であり、また、

農家の粗飼料生産やコントラクター事業については、作業の季節性と伴に、大型特殊免許が必要なことから、ヘルパーに免許取得をしてもらうか、免許を持った人を採用する必要がある、すぐには取り組めない状況である。

（２）利用組合の経営の安定

利用組合の経営の安定のためには、今後、上記のような利用日数の拡大とヘルパーの稼働率を向上させる様々な取組を行うと共に、利用料金の値上げやヘルパーの賃金体系の見直しを行うことも検討している。



佐賀県農業協同組合畜産・酪農部 安藤酪農課長、田中酪農指導センター長代理



正面左より小林委員、本松委員、佐藤事務局長

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(一般社団法人 岡山県畜産協会 本松秀敏)

8 現地調査を受けて（新たに取り組む場合の利点や課題等）

本年度の調査から、搾乳や乳牛の飼養管理以外に取り組む主な作業は以下のとおりであった。

- ① コントラクター業務を実施する場合
- ② 酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理や、肉用牛ヘルパーを実施する場合
- ③ 生乳検査を実施する場合
- ④ 酪農家が所有する機械を利用した粗飼料生産する場合
- ⑤ 牛群検定立合する場合

これらの事例等を踏まえ、利用組合が、これらの作業に新たに取り組む場合の利点や課題等を考察した。

なお、作業全体を通し、新たな業務に取り組む場合には、まずは要員の確保状況を踏まえつつ中期的な経営収支を検討する必要があるだろう。

また、地域に同種の作業を実施する外部支援組織等があれば、競合する等で不用の混乱が生じる可能性もある。

このため、地域の関係機関も交えての既存の外部支援組織等との調整も必要であろう。

1 コントラクター業務を実施する場合

その利点として、当該事例においては、酪農ヘルパー事業部門よりも、コントラクター事業部門の収益が大きく上回っており、利用組合にとって大きな収入源となりうることが想定される。

一方で、作業機械購入、修理、メンテナンス費用がかかり、これが負担にもなっている。

このことから、仮に、取り組む場合に検討すべき課題として、①一定の圃場面積や、②オペレーター（ヘルパー要員に必要な免許（大型特殊自動車や車両系建設機械）や技術習得される等で対応）の確保が必要となる。さらに③作業機械の購入、修理、メンテナンス費用を見据えた中期的な収支計画を作成する必要があるだろう。

2 酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理や、肉用牛ヘルパーを実施する場合

その利点として、初期投資がかからず、また乳牛の飼養管理で培った技術を応用できることであろう。

一般社団法人酪農ヘルパー全国協会の利用実態調査において、搾乳や乳牛の飼養管理以外の作業に取り組む利用組合の約5割が取り組むことから、比較

的取り組みやすいことが想定される。

3 生乳検査を実施する場合

当該事例から、J A等から年間を通して委託を受けることが可能であれば、大きな収入源となりうることが想定される。
一方で、アルバイト雇用の費用や、生乳検査を実施する場所の確保を検討する必要がある。

4 酪農家が所有する機械を利用した飼料生産をする場合

その利点として、初期投資が不用であることがあげられる。一方で、作業に当たり、必要な免許（大型特殊自動車や車両系建設機械）の取得が必要である。

5 牛群検定立合をする場合

その利点として、初期投資がかからず、また乳牛の飼養管理で培った技術を応用できることであろう。当該事例からも、J A等から年間を通して委託を受けることが可能であれば、大きな収入源となりうることが想定される。

本冊子は、酪農経営支援組織活動拡大推進事業推進委員会の監修（執筆も含む）により作成されました。

【推進委員会名簿】

（敬称略、あいうえお順）

小林 信一 日本大学生物資源科学部動物資源学科 教授

齋藤 武至 日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科 専任講師

塩崎 久博 鹿児島県酪農業協同組合 元参事

廣木 聖隆 有限会社 ファム・エイ 代表取締役

本松 秀敏 一般社団法人 岡山県畜産協会 総務部長

（執筆者）

佐藤 元二 一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会

佐藤 千秋 //

安田 正弘 元一般社団法人酪農ヘルパー全国協会（現、全国酪農飼料株）
（平成 27 年 1 月まで在籍）

搾乳や給餌以外の業務に取り組んでいる
酪農ヘルパー利用組合事例報告
(平成 26 年度酪農経営支援組織活動推進拡大事業)
平成 27 年 3 月発行

発行：一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 丁目 5 番 3 号（児谷ビル）
TEL 03-5577-5135 FAX 03-5577-5136
メールアドレス：info@d-helper.lin.gr.jp
ホームページ：http://d-helper.lin.gr.jp